

国自整第 124 号の 2
令和 5 年 9 月 27 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第 124 号
令和 5 年 9 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について

今般、自動車特定整備事業者において、事業場間での作業員の業務支援だけでは整備に係る人材確保が困難な場合があり、事業場以外に勤務する整備士資格を有する者についても業務支援の対象となり得るのか問い合わせがあった。

これに伴い、適用の明確化を図るため「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和 2 年 11 月 11 日付け国自整第 197 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和2年11月11日付け、国自整第197号）
の一部改正について
(下線部が改正箇所)

新	旧
<p>国自整第197号 令和2年11月11日 <u>国自整第124号</u> <u>最終改正 令和5年9月27日</u></p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について</p> <p>自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。 今般、<u>特定整備</u>に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあつては、<u>他事業場等</u>からの業務支援による作業員の作業であつても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるときにも、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり</p>	<p>国自整第197号 令和2年11月11日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について</p> <p>自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。 今般、<u>分解整備</u>に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあつては、<u>他事業場</u>からの業務支援による作業員の作業であつても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるときにも、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり</p>

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場（以下「貸出事業場」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸出事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸出事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

国自安第75号の2
国自貨第83号の2
国自整第122号の2
令和5年9月29日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和4年度の事故発生件数は140件（前年度比17件増）と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、車輪脱落事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

国自安第75号
国自貨第83号
国自整第122号
令和5年9月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和4年度の事故発生件数は140件(前年度比17件増)と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」

1. 冬用タイヤ交換の平準化の推進

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同12月に中間とりまとめが行われたところ。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認された。

こうした状況を踏まえ、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図ることとする。なお、例年車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換から1～2ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中したことにより、不適切な脱着作業が行われていたこともあることから、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進する。

2. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

本省、各地方運輸局等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）構成団体と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順や事故防止啓発動画を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を活用した適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理を実施するよう、周知・指導を図る。
- ② 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、街頭検査や高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、トラックターミナル等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検等を通じて、大型車の使用者に対して適切なタイヤ脱着作業

及び、タイヤ脱着後の保守管理の実施を呼びかける。なお、実施に当たっては積極的に地方報道機関へ取材要請を働きかける。

- ③ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、4.(1)及び(2)の取組状況を別添2-1または2-2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。
- ④ 本省等は連絡会構成団体の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する(年末年始の安全総点検関係)。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、上記(1)及び(2)の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。なお、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要な場合は、その旨依頼する。

3. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ脱着作業及び保守管理を実施するように周知・啓発する。また、傘下会員は連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局等又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

4. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

(1) 傘下会員に対して、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう周知・徹底を図る。

- ① 整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施する。特に降雪地を運行する車両がある場合は、1.を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な作業とならないよう十分配慮する。
 - 自社でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。

- ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に確実に実施させること。

特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を心がけること。

- ③ 整備管理者は、著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行ってもさびが著しいディスク・ホイールやひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は入念に確認すること。

- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

- (2) 依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った貨物自動車による車輪脱落事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう周知・徹底する。

- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ脱着作業が行われていることを確認すること。

- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表を使用して、タイヤ脱着作業後の増し締めの実施結果を記録し、確実に増し締めが実施されていることを確認すること。

- ③ 整備管理者は、日常点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの緩み及び脱落」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」及び「ホイール・ボルトの折損等の異状」の点検を確実に行わせること。

なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、ホイール・ナット回転指示インジケータを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員へ協力依頼する（年末年始の安全総点検関係）。

- (4) 全日本トラック協会においては、上記（1）及び（2）に加え以下の事項について実施する。

- ① トルクレンチを有していない事業所への保有を働きかける。

- ② 1. の取組に際し、日本自動車工業会から北海道・東北・北陸信越運輸局管内の貴会傘下協会に提供される大型車ホイール用ナットについて、別途依頼している令和5年8月30日付け事務連絡に基づき、実績等を本省自動車局整備課に送付する。

● **全国自家用自動車協会**

大型車の使用者に対して、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発を図る。

- ① タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施すること。特に、降雪地を運行する車両がある場合は、1. を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な交換とにならないよう十分配慮すること。
- ② 大型車のタイヤ脱着作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、入念に確認すること。

- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。
なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けることにより行うこと。
- ⑤ タイヤ脱着作業時の作業確認及びタイヤ脱着作業後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)を心がけ実施すること。

● **日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の注意事項等について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用してタイヤ専門店、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認すること。

- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的な点検を実施するよう周知・啓発すること。

- ④ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを大型車の使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ タイヤ脱着作業依頼により入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナット回転指示インジケータの施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ脱着作業において、大型車のタイヤ脱着作業の際は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。

また、タイヤ脱着作業後の増し締め的重要性を周知・啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)の確実な実施を周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認するよう啓発すること。

- ② 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを啓発すること。

- (2) 日本自動車工業会においては、上記(1)に加え、以下の事項について実施する。

- ① 1. の取組にあたって、4. (4) の各トラック協会にホイール・ナットの無償提供を行う。
- ② ホイール・ナット回転指示インジケータを配布する。

● **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできたタイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際の正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることに

ついて、引き続きタイヤ脱着作業器具等購入者への説明を徹底するよう、周知すること。

5. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

この大型車の車輪脱落事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故を防止するため、常日頃から継続的に取り組むものであるが、特に例年10月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和5年10月から令和6年2月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナット回転指示インジケーターによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の「お・と・さ・な・い」のポイント（別紙3啓発チラシの記載内容）

1. お・・・おとさぬための点検整備
 - 事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段
2. と・・・トルクレンチで適正締付
 - 適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施
3. さ・・・さびたナットは清掃・交換
 - ディスク・ホイール取付面、ホイール・ナット当たり面、ハブの取付面、ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを除去
4. な・・・ナット・ワッシャ隙間に給脂

- ホイール・ボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させてなじませる

5. い・・・いちにち一度は緩みの点検

- 運行前に特に脱落が多い左後輪を中心にボルト、ナットを目視、直接触って点検

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和5年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者が実施してください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルクレンチは校正が必要ですので留意してください。

依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- 自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- タイヤ脱着作業完了後、別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。
- 別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- 点検実施者に別紙2の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
- 増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法、ホイール・ナットへマーキング^(注1)を施す、又は、インジケータを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に確認してください。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はインジケータによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

旅客自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和5年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させてください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルクレンチは校正が必要ですので留意してください。

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番 _____
 作業実施者名 _____

整備管理者確認欄

実施日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)	
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。		
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。		
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。		
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。		
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認		
		ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認		
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認		
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認		
	ホイール・ボルト、ナット		亀裂、損傷がないかを確認	
			ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
			ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認	
			○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認 ※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
	油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
ホイール・ナット		☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。		
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。		
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。		
ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。			
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m	

保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	
----	---------------	---------------------------------	--

※ JIS方式が対象。
 ○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。
 ■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。
 △ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。
 ☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。
 注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

運行管理者(補助者) 確認欄

点検実施者(運転者)名

整備管理者(補助者) 確認欄

実施日 令和

年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ	
			ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)		
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合	
			異音	
	※ 低速、加速の状態			
	ウインド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
ワイパー	※ 拭き取りの状態			
○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合			
○ ブレーキ・バルブ	排気音			
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合	
		損傷		
車の周りからの点検	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合	
			汚れ	
			損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落	
			ボルト付近さび汁	
			ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂	
	損傷			
異状な摩耗				
※ 溝の深さ				
○ エア・タンク	タンク内の凝水			
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク			
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間			
前日・前回の運行において異状が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

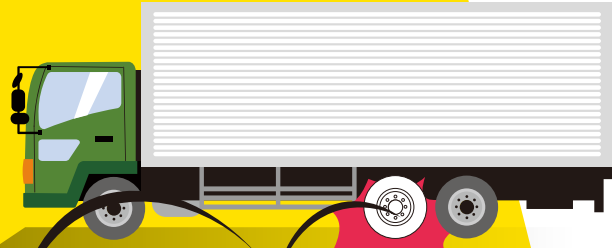
防ごう

大型車の

車輪脱落事故



危ない!



おと

おとさぬための 点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

トルクレンチで 適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

動画をチェック!

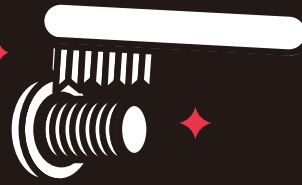
正しい点検方法や連結式ナット回転指示インジケーターの使用方法をご案内しています。



さ

さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



な

ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

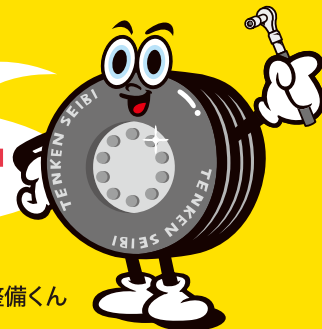


い

いちにち一度は 緩みの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見手で触って点検します。

「おとさない」を徹底しよう!



Mr. 整備くん



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

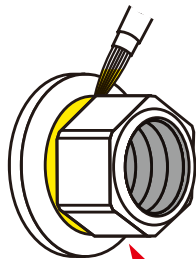
注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

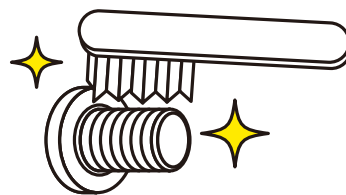
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



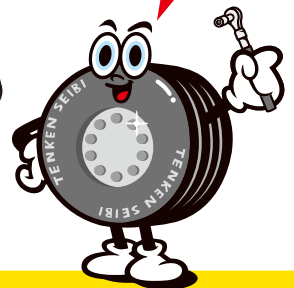
ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



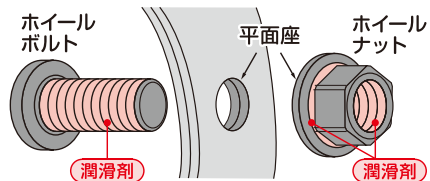
ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



規制を一元化し、燃料電池自動車等に関する負担を軽減

～自動車点検基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

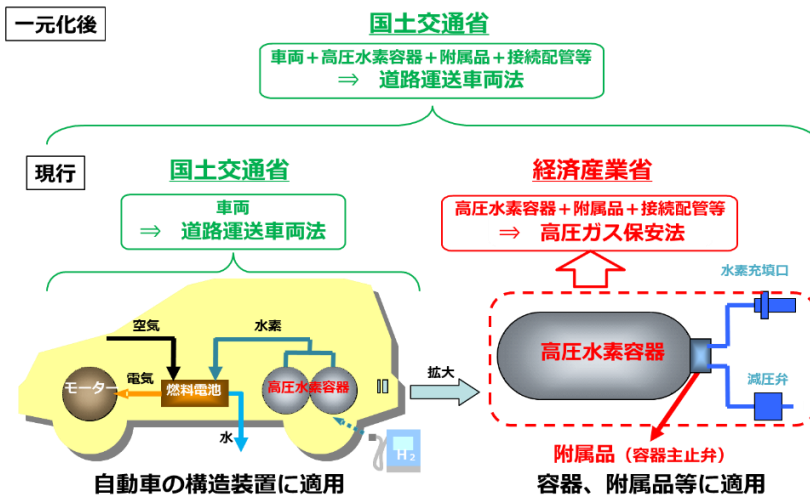
圧縮水素等を燃料とする燃料電池自動車等については、道路運送車両法と高圧ガス保安法の二法令による規制が適用されているところ、ユーザーの負担軽減等のために道路運送車両法に規制を一元化するための所要の法令等の改正を行います。

物流・自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（以下「車両法」という。）及び高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）の二法令による規制が適用されており、燃料電池自動車等については両法令の規定に基づく検査が必要となる等、事業者及び利用者の双方に手続上の負担が生じていることから、車両法に規制を一元化するため、令和4年6月に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律が制定されました。これに伴い、車両法体系においても所要の法令等の改正を行います。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

高圧法の高圧ガス容器・附属品に係る技術基準を車両法体系下において規定することにより、型式指定、新規検査又は継続検査等に際して高圧ガス容器・附属品の試験等を行うこととする。



2. 公布・施行

公布：令和5年（2023年）10月20日

施行：令和5年（2023年）12月21日（一部例外あり。詳細は別紙参照）

問い合わせ先

（型式指定について）物流・自動車局審査・リコール課：菊池、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42352）、03-5253-8594（直通）

（保安基準について）物流・自動車局車両基準・国際課：山村、奥山、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

（検査等について）物流・自動車局自動車整備課：森山、本田

電話 03-5253-8111（内線 42413）、03-5253-8589（直通）

令和 5 年 10 月
物流・自動車局

自動車点検基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 について

1. 改正の背景

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）及び高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）の二法令による規制が適用されている。

そのため、燃料電池自動車等に対しては両法令の規定に基づく検査が必要となる等、事業者及び利用者の双方に手続上の負担が生じていたことから、令和 3 年 4 月より「燃料電池自動車等の規制の在り方検討会」において検討がなされ、その最終報告書に基づき、車両法に基づく継続検査等によりその安全性を担保することができるガス容器（燃料タンク）及び附属品（自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。）に備えられたものに限る。以下これらを「ガス容器等」という。）については、高圧法の適用を除外するため、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）が令和 4 年 6 月に公布されたところである。

上記を踏まえ、関係省令及び告示について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）及び自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①車両法第 48 条第 1 項の規定に基づく定期点検整備における点検項目として、ガス容器等に係る損傷の確認を追加する。
- ②車両法第 57 条の規定に基づき公表されている自動車の点検及び整備に関する手引において、①で追加する項目の点検の実施方法の例として、目視等による方法を規定する。

（2）装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、ガス容器等を追加する。
- ②車両法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装

置に、協定規則※第 110 号、第 134 号及び第 146 号に基づき認定されたガス容器等を追加する。

※「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に基づく規則

(3) 道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の一部改正
道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、ガス容器等の型式について指定を申請する者が、車両法第 3 章の規定に基づく保安基準（以下単に「保安基準」という。）への適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。

(4) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の一部改正

保安基準について、継続検査時等に、高圧法体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）により担保される安全性と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等を規定するほか、所要の改正を行う。

(5) 道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準（平成 19 年国土交通省告示第 857 号）の一部改正

継続検査等を申請する者は、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に対し、当該申請に係る自動車の備えるガス容器等が保安基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない旨を規定する。

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 5 年 10 月 20 日

施 行：令和 5 年 12 月 21 日（2.（4）及び（6）の一部については公布の日）

自 検 検 第 51 号 の 2
令 和 5 年 11 月 30 日

一般社団法人
日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

独立行政法人
自動車技術総合機構検査部長

圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車
に備えるガス容器及びガス容器附属品再試験の取扱いについて

令和5年10月20日に公布された道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）により、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品については、令和5年12月21日以降、当該告示に定めるガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準に適合しなければならぬと改正されました。

当該基準への適合性を審査するため、令和5年11月30日付けで独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（平成28年4月1日規程第2号）の一部を改正し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条に基づく新規検査、同法第62条に基づく継続検査、同法第63条に基づく臨時検査、同法第67条に基づく構造等変更検査又は同法第71条に基づく予備検査を受検する者に対して別添のガス容器等再試験結果証明書の提出を求めることとしましたので、了知いただくとともに貴会傘下会員への周知方よろしく申し上げます。

様式 16 (4-25 関係)

年 月 日

ガス容器等再試験結果証明書

次の自動車のガス容器及びガス容器附属品は、1. に掲げる技術基準のうちレ点を付した基準に適合していることを証明いたします。

車名： _____ 型式： _____ 車台番号： _____

1. 適合している技術基準（ガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る部分に限る。）

技術基準	
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限

有効期限： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※ガス容器等再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。

3. ガス容器一覧

	容器の製造番号又は容器の記号及び番号		容器の製造番号又は容器の記号及び番号
1		3	
2		4	

※記載欄が不足する場合は、必要に応じ欄を追加し記載すること。

4. ガス容器等再試験結果

○証票

容器証票に記載された車台番号の確認	適 ・ 否
車載容器総括証票に記載された充填可能期限の確認	適 ・ 否

○ガス容器

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否
断熱性試験（液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。）	適 ・ 否

○ガス容器附属品

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否

5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

- (1) 本証明書は、道路運送車両法施行規則第36条第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項又は第42条第1項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。
- (2) 本則 4-25 (1) に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。

上記内容に相違ありません。

試験機関等の名称及び所在地： _____

確認者の氏名： _____

高压ガスの燃料装置に係る 審査方法が変更になります

令和5年10月20日に公布された道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）により、**圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガス**を燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品については、令和5年12月21日以降、当該告示に定めるガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準に適合しなければならないと改正されたことに伴い、審査方法を以下のとおり変更します。

- ◆**圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えられたガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した審査事務規程様式16による「ガス容器等再試験結果証明書」により審査します。**
 - ① 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第49条第1項及び第49条の4第1項に規定されている試験機関
 - ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関
- ◆**次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱いします。**
 - ① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。）を経過していないこと
 - ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること
 - ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと
- ◆この取扱いは、**令和5年12月21日から適用**します。

様式16「ガス容器等再試験結果証明書」ダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

国自整第165号の2
令和5年12月5日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第165号

令和5年12月5日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の二法令による規制が適用されていたところ、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）が制定されたことに伴い、道路運送車両法に規制が一元化される改正が行われ、令和5年12月21日をもって施行されることとなっている。

これに伴い、今般、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱いについて、別紙のとおり「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領」を定めたので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領

1. 対象範囲について

- (1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年告示 619 号（以下「細目告示」という。）別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める圧縮水素ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験
- (2) 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める圧縮天然ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験
- (3) 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める液化天然ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験

2. 自動車特定整備事業者が行うガス容器及びガス容器附属品の再試験について（指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業以外で実施する場合を含む）

自動車特定整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器再試験及びガス容器附属品再試験（以下、「ガス容器等再試験」という。）を実施する場合は、次により行うものとする。

なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。

- (1) ガス容器等再試験については、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場において、十分な換気を行い実施すること。
- (2) ガス容器等再試験を実施できる者は、事業場の工員であって次の資格を有する者であること。

- ア 一級大型自動車整備士
- イ 一級小型自動車整備士
- ウ 一級二輪自動車整備士
- エ 一級自動車整備士（総合）
- オ 一級自動車整備士（二輪）
- カ 二級ガソリン自動車整備士
- キ 二級ジーゼル自動車整備士
- ク 二級二輪自動車整備士

- ケ 二級自動車整備士（総合）
- コ 二級自動車整備士（二輪）

(3) ガス容器等再試験を実施した際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に定める審査事務の実務に関する規程（以下、「審査事務規程」という。）で定める様式の「ガス容器等再試験結果証明書」を作成し、依頼者に 2 部交付すること。

なお、紛失等により依頼者から「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付の申し出があった場合には、再交付することができる。

(4) 「ガス容器等再試験結果証明書」を交付する際には、別添 1 の「ガス容器等再試験結果管理台帳」で適切に管理すること。

なお、「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付した場合には、備考欄に再交付年月日と再交付であることを、ガス容器等再試験の設備を他の事業場又は他の事業者から借り入れた場合には、備考欄に借用先を記載すること。

(5) 依頼者に交付した「ガス容器等再試験結果証明書」の写し及び「ガス容器等再試験結果管理台帳」については、事業場毎に 2 年間保存すること。

3. 指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について

指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。

なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。

(1) ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書を用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。

ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日）を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。

(2) ガス容器等再試験を実施できる者は、自動車検査員とする。

(3) ガス容器等再試験を実施した際には、審査事務規程で定める様式の「ガス容器等再試験結果証明書」を作成し、依頼者に1部交付すること。

なお、紛失等により依頼者から「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付の申し出があった場合には、再交付することができる。

(4) 「ガス容器等再試験結果証明書」を交付する際には、別添1の「ガス容器等再試験結果管理台帳」で適切に管理すること。

なお、「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付した場合には、備考欄に再交付年月日と再交付であることを、ガス容器等再試験の設備を他の事業場又は他の事業者から借り入れた場合には、備考欄に借用先を記載すること。

(5) 依頼者に交付した「ガス容器等再試験結果証明書」の写し及び「ガス容器等再試験結果管理台帳」については、事業場毎に2年間保存すること。

(6) ガス容器等再試験を実施した場合（当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書を活用する場合を除く。）には、指定整備記録簿の備考欄に以下の項目を記載すること。

ア 実施年月日／充填可能期限

イ 試験実施者

ウ 使用したガス検知器の型式（検知液の場合は、検知液と記載）

附則

1. 本規定は、令和5年12月21日から施行する。

別添1

ガス容器等再試験結果管理台帳（圧縮水素ガス・圧縮天然ガス・液化天然ガス）

番号	自動車登録番号 若しくは 車両番号 又は 車台番号	依頼者 氏名	容器等再試験 実施年月日	容器			附属品		試験 実施者	検知器 型式	考 備
				製造番号又 は容器の記 号及び番号	充填可能 期限	試験結果	試験結果	試験結果			
記載例	◆◆-012345	▲▲ ▲▲	R5.12.21	▼▼・▼▼	R20.12.1	適・否	適・否	●●●●	■-■-■	R6.1.6 再交付 借用先 ●●●	
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				

国自整第 267 号の 2
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について

令和6年10月1日より開始となる OBD 検査の円滑な実施に向けて、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する OBD 検査及び OBD 確認を実施するために使用するシステム（以下「OBD 検査システム」という。）の ID 及びパスワード（以下「ID 等」という。）の管理について、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者が遵守すべき事項及び留意すべき事項を下記のとおり定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、OBD 検査システムの利用にあたって取得・設定した ID 等について、機構の定める利用規約に従って適切に管理すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が、以下に掲げる ID 等の不正使用又はその幫助を行った場合、行政処分の対象となるとともに機構が当該 ID 等の効力を停止する可能性があることに留意されたい。
 - ① 検査員又は工員が他者の ID 等を使用して OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合（なりすまし）
 - ② 事業場が取得・設定した ID 等を、事業場以外の者へ貸し渡し、使用させた場合（ID 等の不正使用の幫助）

国自整第 268 号の 2
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針に
ついて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸
部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたし
ます。

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取
扱方針について

令和6年10月から開始される OBD 検査（目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。）の実施のため、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）では、OBD 検査システムを管理、運用している。

自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が当該システムを利用するためには、認証番号又は指定番号による申請等が必要となるが、申請から利用可能となるまでには日数を要することとなるため、新規指定等と同日に当該システムを利用可能とするためには、運輸局及び運輸支局（兵庫陸運部及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下「運輸局等」という。）での新規指定等の審査と並行して、機構での OBD 検査システムの申請内容の審査を行う必要がある。

また、指定取消等の行政処分後の OBD 検査システムの不正使用を防ぐため、機構において必要な措置を迅速に行う必要がある。

これらのことから、運輸支局（兵庫陸運部を含む。以下同じ。）への事業者からの申請及び運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）による行政処分に係る情報を機構に共有する必要があるところ、別紙のとおり「OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針」を定めたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長及び機構理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針

1. 申請又は届出があった際の連絡について

(1) 自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定の申請

運輸支局は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 79 条又は第 94 条の 2 の申請があった際は、当該申請を行った者に対し自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受けると同時に OBD 検査システムの利用開始（自動車特定整備事業者として OBD 検査システムを利用している場合であって、指定自動車整備事業の指定と同時に新たに OBD 検査モードを利用開始する場合を含む。）を希望するか、申請者に確認する。当該申請者が同時利用開始を希望する場合にあつては、必要な手続きの方法として以下の事項を案内する。

- OBD 検査システムの申請時に入力求められる、認証番号又は指定番号については、未定であるため、代わりに次の番号を入力すること
『管轄運輸支局コード（2桁）＋事業場の電話番号（10～11桁）』
- OBD 検査システムの申請時に添付求められる、認証書又は指定書については、未交付であるため、代わりに運輸支局への申請書（事業場の名称、事業場の所在地が確認できる部分）の写しを添付すること

上記の希望があった場合、運輸支局は、次に掲げる項目を遅滞なく機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があり、かつ、当該申請者から OBD 検査システムの申請があった場合には、利用開始の日までの審査完了に向けて準備を進める。

- ①申請の種別（新規認証、新規指定又は廃止新規）
- ②認証番号（新規指定の場合に限る。）
- ③廃止される事業場の指定番号（廃止新規の場合に限る。）
- ④事業場の名称
- ⑤事業場の所在地

また、運輸局等は、当該申請者が OBD 検査システムを同時利用開始できるよう、次の⑥及び⑦の項目が確定次第（遅くとも認証又は指定の予定日（認証又は指定を行う可能性のある日のうち最も早い日とする。以下同じ。）の前開庁日までに）、①～⑤の項目にこれらの項目を追加し、機構へ電子メー

ルにより連絡する。(予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。)

⑥認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号)

⑦認証又は指定の予定日

運輸局等は、当該認証又は指定の日が確定した場合は、直ちに④～⑥の項目と認証又は指定の日を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は当該認証又は指定の日に、当該申請者が利用開始できるようシステム処理を行う。

(2) 廃止届出

運輸支局は、法第 81 条第 2 項(第 94 条の 9 において準用する場合を含む。)の廃止の届出があった際は、速やかに次に掲げる項目を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があった場合には、当該事業場の OBD 検査システムに登録されている情報を確認し、利用停止手続きがされていなかったときは速やかに事業場 ID 及びユーザー ID の削除を行う。

①事業場の名称

②事業場の所在地

③認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号)

④廃止日

(3) 変更届出等

運輸支局は、法第 81 条第 1 項の変更届出(事業場の名称又は事業場の所在地に関するものに限り、道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 62 条の 2 の 2 第 2 項及び指定自動車整備事業規則(昭和 37 年運輸省令第 49 号)第 5 条第 3 項の届出の際に行うものも含む。)又は法第 94 条の 4 第 3 項の自動車検査員の変更の届出があった際は、機構の OBD 検査システムに登録されている情報の変更についても案内する。

2. 行政処分等を行う際の連絡について

運輸局は、次表に掲げる行政処分を行う際には、当該行政処分の種類に応じ、次表に掲げる項目を、次表に掲げる連絡期日までに機構へ電子メールにより連絡する。

(予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。)また、次表に掲げるシステム上の処理を行う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者へ速やかに連絡する。

機構は、運輸局から連絡があった場合には、次表に掲げるシステム上の処理を行

う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者には速やかに連絡し、当該行政処分の効力が発生する日と同日に実施する。

処分の種類	項目	連絡期日	システム上の処理
処分の種類 (全処分で共通)	①事業場の名称 ②事業場の所在地	当該処分が効力を発生する前開庁日	
	③認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号) ④停止予定期間		
事業の停止命令 (法第 93 条)	③認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号) ④停止予定期間		事業場 ID の削除
認証の取消 (法第 93 条)	③認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号) ④取消の予定日		事業場 ID の削除
自動車検査員の解任命令 (法第 94 条の 4 第 4 項)	③指定番号 ④解任される自動車検査員の氏名 ⑤解任の予定日		解任された自動車検査員の利用者区分を「検査員」から「工員」に変更
保安基準適合証等の交付停止命令 (法第 94 条の 8 第 1 項)	③指定番号 ④停止予定期間		事業場 ID の種別を指定工場(OBD 検査不可)に変更
指定の取消(認証の取消を含まない場合に限る) (法第 94 条の 8 第 1 項)	③認証番号 ④指定番号 ⑤取消の予定日		事業場 ID の種別を認証工場に変更

3. 機構への連絡方法

電子メールでの機構への連絡方法は以下のとおり。

<p>■宛先 : 自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター</p> <p>■件名 : 『【〇〇運輸支局(※運輸局等の名称)】〇〇情報(※申請、届出又は処分区分)の共有』</p>

附 則 (令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 268 号)

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。



OBD検査システムへの申請を行う整備事業者様へ

- OBD検査/OBD確認を行う場合、OBD検査システムへの申請が必要です。
- 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。
- システム申請から利用可能となるまでに通常1～2週間かかります。



運輸局からの指定(認証)を受けたらすぐに
OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、
あらかじめOBD検査システムへの申請を行っておい



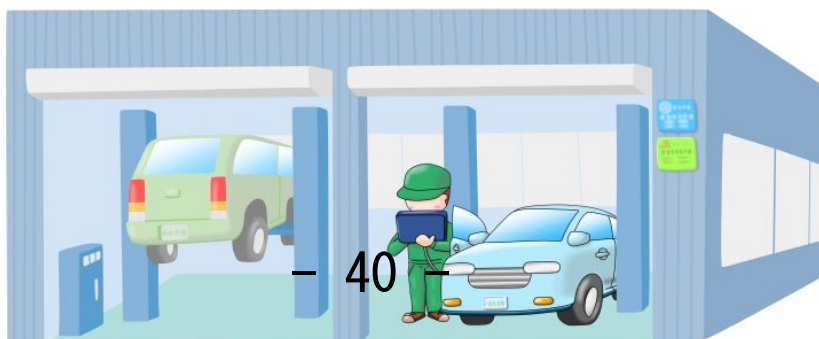
- ✓ 申請方法は「OBD検査ポータル」をご確認ください。
- ✓ 申請時に入力が求められる、新しい『指定番号』『認証番号』については、その番号の代わりに、こちらを入力してください。

管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)

- ✓ 申請時に添付が求められる、新しい『指定書』『認証書』については、その代わりに、こちらを添付してください。

運輸局への申請書(届出書)

- ✓ システムへの申請が承認されるのは、運輸局の決裁後となり、申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。



システム申請時の入力画面イメージ

利用者管理システム お問い合わせ

事業場ID申請 文字サイズ

事業場IDを申請する事業場の内容を入力の上、確認ボタンを押下してください。

申請種別 個別申請 グループ申請

事業場種別 指定工場 (OBD検査実施可) 指定工場 (OBD検査実施不可) 認証工場

事業場情報

メールアドレス: 半角で入力してください。

管理責任者名:

事業場の名称:

事業場の略称: 略称は、ログインユーザーの所属名称欄に表示されます。

事業場の所在地:

事業場の電話番号:

管轄運輸支局:

指定番号: 全角で入力してください。

指定書の写し: ファイルを選択してください

『指定番号』『認証番号』
未定の場合 ▶ **管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10~11桁)**

『指定書の写し』『認証書の写し』
未交付の場合 ▶ **運輸局への申請書(届出書)**

詳しくは
こちら ▶



OBD検査
ポータル



OBD ポータル

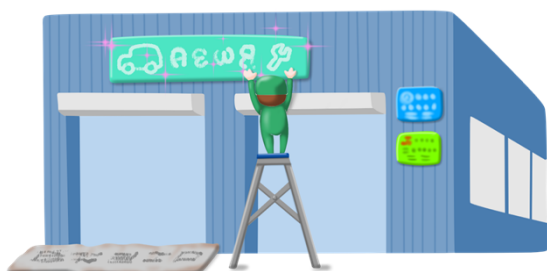


変更届出 を行った整備事業者様へ

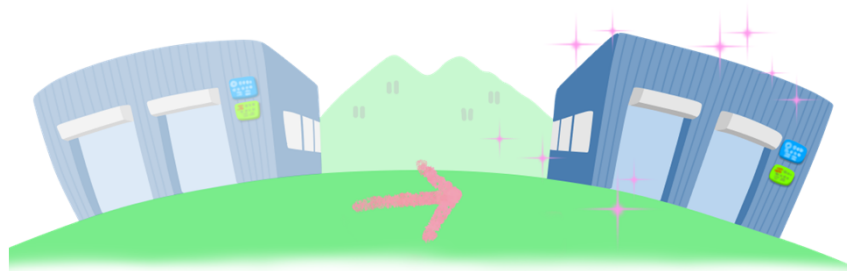
OBD検査システムの登録情報変更

も お忘れなく !!

事業場名称の変更



事業場所在地の変更



検査員の選任・解任 工員の変更



システム登録情報変更の画面イメージ



詳しくは
こちら



OBD検査
ポータル



OBD ポータル

国自基第 221 号の 2
国自整第 270 号の 2
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
車両基準・国際課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

別添

国自基第 221 号
国自整第 270 号
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
車両基準・国際課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBID 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBID 検査の円滑な実施を図るため、(独)自動車技術総合機構が行う基準適合性審査業務、軽自動車検査協会が行う検査業務及び指定自動車整備事業者が行う完成検査において、OBID 検査用サーバーの障害又は通信障害若しくは電力障害により OBID 検査用サーバーに接続して OBID 検査を実施することができない場合の特例的な措置を別添のとおり「OBID 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、(独)自動車技術総合機構理事長及び軽自動車検査協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領

1. 用語の定義

この要領の用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「OBD 検査」とは、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。
- (2) 「OBD 検査用サーバー」とは、(独)自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (3) 「特例措置」とは、2-1 に規定する事象が発生した場合において、4. に定める方法により OBD 検査を行うことをいう。
- (4) 「OBD 検査ポータル」とは、OBD 検査に関する情報を掲載する機構のウェブサイトをいう。

2. 特例措置の対象

2-1. 特例措置を適用する事象

本要領に定める特例措置は、OBD 検査実施時のみを対象とし、以下に掲げるいずれかの事象が発生した場合に適用する。

- (1) OBD 検査用サーバーの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。以下「サーバー障害」という。）
- (2) 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象（以下「通信・電力障害」という。）
- (3) OBD 検査用サーバーのアップデートなど指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBD 検査用サーバーに接続できない（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）と機構が認める事象

2-2. 特例措置が適用されない事象の例

本要領に定める特例措置は、以下に掲げる場合には適用しない。

- (1) 指定自動車整備事業者が保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象
- (2) OBD 確認を実施しようとして OBD 検査用サーバーに接続できない事象

- (3) 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により
OBD 検査を実施できない事象

3. 特例措置の適用

3-1. サーバー障害

サーバー障害に伴う特例措置は、3-1-1に定める時点から3-1-2に定める時点までの間、OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

3-1-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構がサーバー障害の発生を認定した時点とする。

3-1-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構がサーバー障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

3-1-3. サーバー障害の発生の認定

機構は、OBD 検査用サーバーからの警報、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD 検査用サーバーの管理を委託する事業者からの連絡、複数の整備事業者又は自動車整備振興会からコールセンターへの連絡その他の手段により OBD 検査用サーバー障害の発生又はその疑いを確認した場合には、速やかに、サーバー障害の発生の認定について検討するものとする。この場合において、1時間以内に認定の可否を判断できない場合には、機構は、サーバー障害の発生を認定するものとする。

3-1-4. サーバー障害の発生の認定の公表

機構は、サーバー障害の発生を認定した場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害が発生している旨
- (2) サーバー障害の影響（使用できないシステム、アプリの範囲等）
- (3) サーバー障害発生の日時（特定できない場合にはその旨）
- (4) サーバー障害の発生を認定した日時
- (5) 対応状況及び復旧見込み

3-1-5. サーバー障害からの復旧の認定

機構は、サーバー障害から復旧したと判断した場合には、サーバー障害からの復旧を認定するものとする。

3-1-6. サーバー障害からの復旧の認定の公表

機構は、サーバー障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害から復旧した旨
- (2) サーバー障害の影響（使用できないシステム、アプリの範囲等）

- (3) サーバー障害発生の期間（特定できない場合にはその旨）
- (4) サーバー障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

3-1-7. 国土交通省等への報告

機構は、3-1-4又は3-1-6の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

3-2. 通信・電力障害

特例措置は、3-2-1に定める時点から3-2-2に定める時点までの間、通信・電力障害が発生している又は発生した地域において OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

3-2-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構が通信・電力障害の発生を認定した時点とする。

3-2-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構が通信・電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

3-2-3. 通信・電力障害の発生の認定

機構は、地方検査部等、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD 検査コールセンターへの問い合わせ等により、通信・電力障害に関する情報を入手した場合には、通信会社又は電力会社のウェブサイトにて当該障害に係る情報を確認したことをもって、当該障害の発生（障害発生の地域の限定を含む。）を認定するものとする。この場合において、機構は、通信・電力障害の発生地域を厳密に特定することが困難である場合には、現に障害が発生している地域よりも広い地域を対象として通信・電力障害の発生を認定して差し支えない。

3-2-4. 通信・電力障害の発生の認定の公表

機構は、通信・電力障害の発生を認定した場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害が発生している旨
- (2) 通信・電力障害が発生している又はその疑いがある地域
- (3) 通信・電力障害に係る通信会社又は電力会社のウェブサイトのリンク
- (4) 通信・電力障害発生の日時（特定できる場合に限る）
- (5) 通信・電力障害の発生を認定した日時

3-2-5. 通信・電力障害からの復旧の認定

機構は、通信・電力障害から復旧したと判断した場合には、通信・電力障害か

らの復旧を認定するものとする。

3-2-6. 通信・電力障害からの復旧の認定の公表

機構は、通信・電力障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害から復旧した旨
- (2) 通信・電力障害が発生した又はその疑いがあった地域
- (3) 通信・電力障害発生期間（特定できない場合にはその旨）
- (4) 通信・電力障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

3-2-7. 通信・電力障害の発生に関する情報提供

運輸支局、自動車検査登録事務所、運輸監理部、陸運事務所及び運輸事務所（以下「運輸支局等」という。）は、関係団体等からの情報、各種メディアの情報等により管轄地域における通信・電力障害の発生又はその疑いを確認した場合には、当該運輸支局等を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下「運輸局等」という。）の担当課へ速やかに障害の内容を連絡するものとする。

当該情報を入手した運輸局等担当課は速やかに国土交通本省及び機構 OBD 情報・技術センターへ当該情報を報告するものとする。

3-2-8. 国土交通省等への報告

機構は、3-2-4 又は 3-2-6 の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

3-2-9. 指定自動車整備工場による通信・電力障害の発生の判断

指定自動車整備工場は、その事業場において通信・電力障害が発生して OBD 検査用サーバーに接続できない状態を確認した場合であって、機構が 3-2-6 の公表を行っていないときは、3-2-1 から 3-2-8 までの規定にかかわらず、以下の①～④の手順により特例措置を適用することができる。

- ① OBD 検査用サーバーの障害が発生していないことを OBD 検査ポータル等で確認する。
- ② 当該障害に係る通信会社又は電力会社の HP を確認し又は電話等で問い合わせることにより通信・電力障害の発生又はその疑いを確認する。
- ③ ②の確認の結果、通信・電力障害の発生を確認し、かつ、OBD 検査用サーバーに接続する代替手段がない場合にあっては、当該指定自動車整備工場の判断により 4. の特例措置を適用することができる。この場合において、当該特例措置は、通信・電力障害が発生した当該日が終了する時点まで適用することができる。
- ④ 特例措置を適用した当該指定自動車整備工場は、通信・電力障害が発生し

たことを確認できる記録（別紙様式例を参照）（通信会社・電力会社のホームページの写し、これらの会社への問い合わせ履歴等）、特例措置を適用した日時を2年間保存しなければならない。

3-3. 特定事象

特例措置は、3-3-1に定める時点から3-3-2に定める時点までの間、OBD検査を行う場合に限り適用することができる。

3-3-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、以下の（1）又は（2）のいずれかとする。

（1）OBD検査用サーバーのアップデート等によりシステムを使用できなくなるため特例措置を適用可能な期間として、機構がOBD検査ポータルに掲載した当該期間の開始時点。

（2）その他指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由によりOBD検査を実施することができない事象の発生を機構が認めた時点。

3-3-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、3-3-1（1）又は（2）の別に応じ、それぞれ以下の（1）又は（2）のとおりとする。

（1）3-3-1（1）の機構が定める期間の終了日時

（2）3-3-1（2）の事象の終了を機構が認めた時点

4. 特例措置

4-1. 特例措置の内容

本要領の3.に定めるところにより特例措置を適用する場合には、細目告示別添124の4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。」とあるのは、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより、同表の右欄に掲げる不適合要件には該当しないものと解し、同別添に定める技術基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。

4-2. 特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等

特例措置を適用し、完成検査を実施した場合における指定整備記録簿の記載等は以下のとおりとする。

○「OBD検査結果」欄の「良」に○印を記載するとともに、「走行テスト等の方法と結果」欄にテルテール点灯状況（点灯又は点滅していないこと）の

確認結果を記載すること。

【記載例】：「走行テスト等の方法と結果」欄

OBD検査特例適用

確認日：令和●年●月●日 ○○時○○分 テルテール点灯・点滅なし

○テルテールの点灯状況について写真又は動画で記録すること。この際、撮影日時がわかるもの（時計等）を当該写真又は動画内にあわせて記録しておくこと。

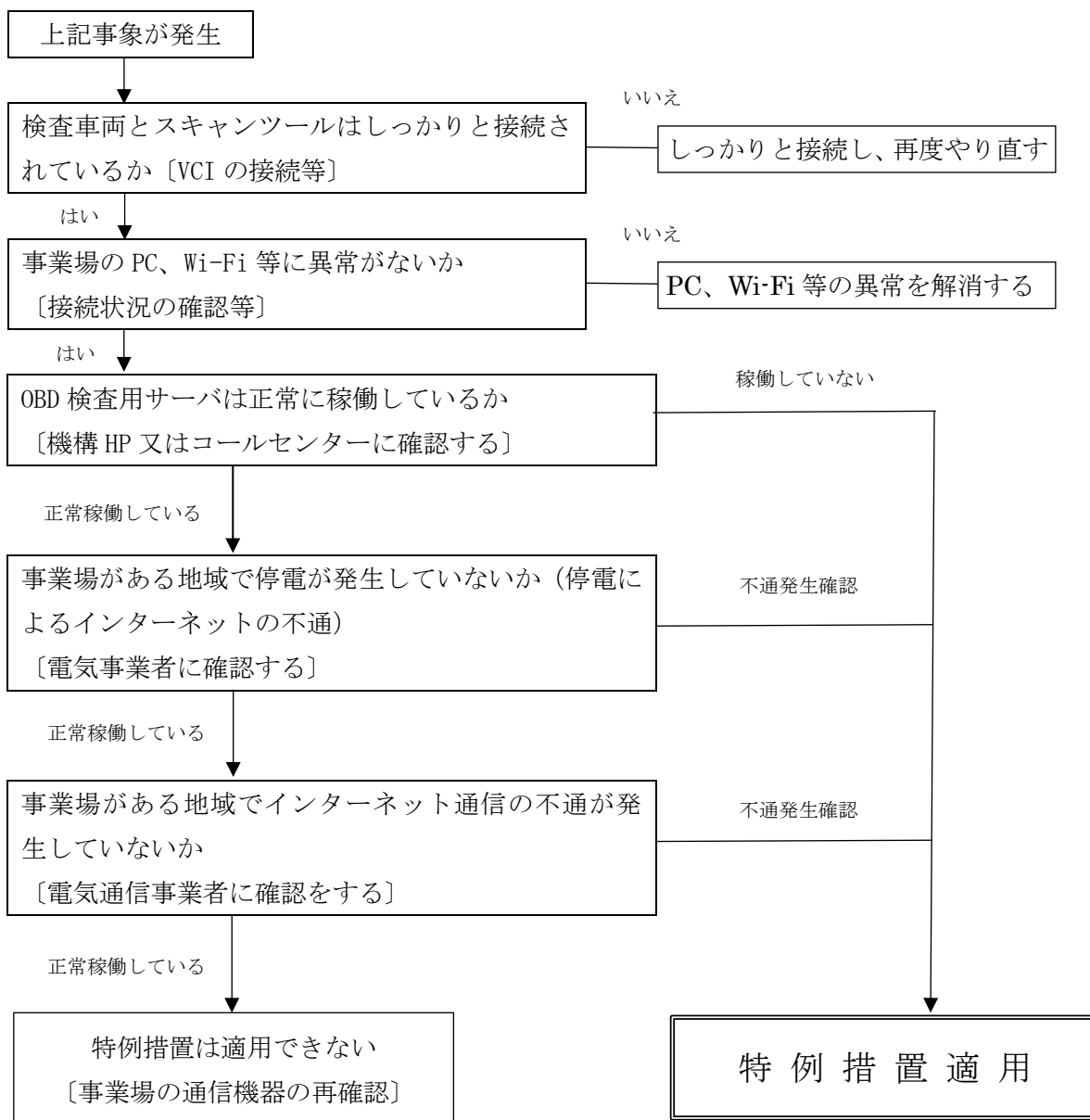
附 則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自基第 221 号、国自整第 270 号）

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(参考) 特例措置適用判断の流れ

特定 DTC 照会アプリで次の事象が発生した場合には、フローに沿って確認してください。

- ① 特定 DTC 照会アプリが起動しない。
- ② 特定 DTC 照会アプリにログインができない。
- ③ 車両情報を手入力する際にエラーが発生する。
- ④ 「検査可否確認」選択後にエラーは発生する。
- ⑤ OBD 検査の「実行」ができない。



通信・電力障害発生時の確認記録

作成日：令和●年●月●日
●●自動車整備工場

- 通信・電力障害の発生を認識した日時
（記載例）
 - ・令和●年●月●日 ●時●分

- 通信・電力障害の確認方法
（記載例）
 - ・通信会社（●●株式会社）のホームページより確認
 - ・電力会社（●●株式会社）のコールセンターに確認

- 通信・電力障害の発生を確認した日時
（記載例）
 - ・令和●年●月●日 ●時●分

- 通信・電力障害の発生を確認した担当者名
（記載例）
 - ・国土 太郎 （自社自動車検査員）
 - ・交通 次郎 （自社事務員）

- 通信会社・電力会社のホームページの写し（あれば添付）

国自整第98号の2
令和6年7月30日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

特定DTC照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の
取扱細則について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

国自整第 98 号
令和 6 年 7 月 30 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の
取扱細則について

(独)自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センターでは、特定 DTC 照会アプリの機能改善等のため、定期的に当該アプリのアップデートを行っている。このアップデートは、特定 DTC 照会アプリを使用しようとする際に自動的に行われるが、一部の端末においてエラーが発生し、アップデートできなかった事案が報告されている。

このような場合には、通常、OBD 情報・技術センターが設置する OBD 検査コールセンターに問い合わせ、同センターのガイダンスに従ってエラーの解消手順(例：特定 DTC 照会アプリを一度アンインストールして再度インストールする)を行うことにより、OBD 検査を実施できるようになるが、それまでの間は OBD 検査を実施できず、保安基準適合証を交付できないことは、指定自動車整備事業者にとって大きな負担となる。

これらの事情に鑑み、今般、「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和 6 年 3 月 28 日国自基第 221 号、国自整第 270 号)の規定に基づき、同通達 2-1 (3) の事象に該当する特定 DTC 照会アプリのアップデート時のエラーが発生した場合の取扱いを別添のとおり「特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則」に定めたので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、(独)自動車技術総合機構理事長及び軽自動車検査協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則

1. 用語の定義

この細則の用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）及び「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和 6 年 3 月 28 日国自基第 221 号、国自整第 270 号。以下「実施要領」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「アップデート」とは、(独)自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が行う特定 DTC 照会アプリのアップデートをいう。
- (2) 「アップデートエラー」とは、本来、自動で行われる特定 DTC 照会アプリのアップデートが、何らかの理由により適切に行われず、特定 DTC 照会アプリを使用できない状態となることをいう。

2. 特定 DTC 照会アプリのアップデートエラーが発生した場合の特例措置

(1) OBD 検査コールセンターへの連絡

指定自動車整備事業者は、特定 DTC 照会アプリのアップデートエラーが発生した場合には、機構が設置する OBD 検査コールセンター（以下単に「コールセンター」という。）に連絡し、解消方法等に関するガイダンスを受けることができる。

(2) 特例措置の適用

コールセンターは、指定自動車整備事業者から（1）の連絡を受けた場合には、同日中は実施要領 2-1（3）の事象として特例措置を適用して差し支えない（即ち、同日中は警告灯により合否判定を行って差し支えない）ことを伝えるものとし、その結果連絡者から措置を適用する意思が確認された場合は、当該指定自動車整備事業者の名称、管轄運輸支局等、指定番号、連絡者名及び連絡先並びに連絡を受けた日時を記録した上で、機構が定める「特例番号」を伝えるものとする。

(3) 特例措置を適用する場合の記録事項

指定自動車整備事業者は、機構から「特例番号」を受領した同日中は実施要領 2-1（3）の事象として特例措置を適用することができる。この場合において、特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等は、実施要領 4-2 に定めるところによるほか、「特例番号」を記載するものとする。

(4) 同日中にアップデートエラーを解消できない場合の措置

指定自動車整備事業者は、コールセンターに連絡をした同日中にアップデートエラーが解消されなかった場合には、再度、コールセンターに連絡することにより、新たな「特例番号」を受領することができる。

(5) コールセンター対応時間外の措置

コールセンターの対応時間外にアップデートエラーが発生し、解消される前に

OBD 検査を実施する場合には、指定自動車整備事業者は、(1) から (3) までの規定にかかわらず、特例措置を適用することができる。この場合において、当該指定自動車整備事業者は、コールセンターの業務開始後速やかに、コールセンターへ連絡し、「特例番号」を受領するものとする。また、コールセンターに連絡したことを確認できる記録（別紙様式例を参照）を作成し、指定整備記録簿に添付し2年間保存するものとする。この場合、コールセンターへの連絡記録をもって指定整備記録簿へ「特例番号」の記載は不要とする。

3. 機構から国への情報提供

機構は、「特例番号」の交付状況について、毎月始めに前月分を国土交通本省へ情報提供するものとする。

コールセンターへの連絡記録

作成日：令和●年●月●日
●●自動車整備工場

アップデートエラーが発生した日時
（記載例）

■ 令和●年●月●日 ●時●分

コールセンターに連絡した日時
（記載例）

■ 令和●年●月●日 ●時●分、●●（連絡者名）

■ 令和●年●月▲日 ▲時▲分、●●（連絡者名）

受領した特例番号
（記載例）

■ UD41-240625-11

■ UD41-240626-11

・
・
・

※特例番号を複数受領した場合は、受領した全ての特例番号を記載すること。

○国土交通省令第二十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十九条第二項及び第九十一条の三の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を定める。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

令和六年三月二十一日
道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（特定整備の定義）

第三条 法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの

（以下「分解整備」という。）又は第八号若しくは第九号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

一（略）

二 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く）、トランスミッション、プロペラ・シャフト、デフアレンシヤル又はドライブ・シャフトを取り外して行う自動車の整備又は改造

三〇九（略）

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇五（略）

六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講ずること。

六の二 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。

六の三 検査整備用電子情報処理組織（車載式故障診断装置の診断の結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

六の四 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは、正確な情報を記録すること。

七・八（略）

（特定整備の定義）

第三条 法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの

（以下「分解整備」という。）又は第八号若しくは第九号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

一（略）

二 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデフアレンシヤルを取り外して行う自動車の整備又は改造

三〇九（略）

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇五（略）

六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講ずること。

（新設）

（新設）

（新設）

七・八（略）

<p>(削る)</p> <p>九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>九 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第二条第一項に規定するフロン類をいう。)を大気中に放出しないこと。</p> <p>十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第三条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(自動車整備士技能検定期則等の一部を改正する省令の一部改正)</p> <p>第二条 自動車整備士技能検定期則等の一部を改正する省令(令和四年国土交通省令第四十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>本則のうち、道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二の改正規定を次のように改める。</p>	<p>改正前</p>
---	------------

改正後

改正前

<p>(自動車特定整備事業者の遵守事項)</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六の四 (略)</p> <p>七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という)は、他の事業場の整備主任者になることができない。</p> <p>イ 分解整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く)。次の(1)から(4)までに掲げる事業場の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める者</p> <p>(1) 原動機を対象とする分解整備を行う事業場(2)に掲げるものを除く。 検定期則の規定による一級自動車整備士(総合)又は二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者</p> <p>(2) 原動機を対象とする分解整備を行う事業場であつて、対象とする自動車が一輪の小型自動車のみであるもの 検定期則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者</p> <p>(3) 原動機を対象とする分解整備を行わない事業場(4)に掲げるものを除く。 検定期則の規定による一級自動車整備士(総合)若しくは二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者又は検定期則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者</p> <p>(4) 原動機を対象とする分解整備を行わない事業場であつて、対象とする自動車が一輪の小型自動車のみであるもの 検定期則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は検定期則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者</p> <p>ロ 電子制御装置整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く)。 検定期則の規定による一級自動車整備士(総合)、二級自動車整備士(総合)、自動車車体・電子制御装置整備士又は自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者</p>	<p>(自動車特定整備事業者の遵守事項)</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六の四 (略)</p> <p>七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という)は、他の事業場の整備主任者になることができない。</p> <p>イ 分解整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く)。一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者</p> <p>ロ 電子制御装置整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く)。 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者</p>
---	---

<p>ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 次の(1)又は(2)に掲げる事業場の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者</p> <p>(1) 原動機を対象とする分解整備を行う事業場 検定規則の規定による一級自動車整備士(総合)又は二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者</p> <p>(2) 原動機を対象とする分解整備を行わない事業場 検定規則の規定による一級自動車整備士(総合)若しくは二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者</p> <p>八・九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の届出書には、同項第三号の者が第一項第七号本文に規定する者に該当することを証する書面を添付しなければならない。</p>	<p>ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者</p> <p>八・九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定(第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に限る。)に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと(前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限り。)を証する書面を添付しなければならない。</p>
--	---

国自整第273号の2
令和6年3月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公印省略)

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 273 号
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 23 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に検査整備用電子情報処理組織の使用に関する規定が追加された。

これを受け、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 126 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け、国自整第126号)の一部改正について
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流・自動車局長</u></p> <p>自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>自動車特定整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたので、今後、地方運輸局長(沖繩総合事務局長を含む。)が管下の自動車整備事業者に対し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の実施要領について」(平成12年2月29日付け自整第33号)は、平成18年3月31日限りで廃止する。</p> <p>(別添)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> 行政処分の公表</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車局長</u></p> <p>自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>自動車特定整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたので、今後、地方運輸局長(沖繩総合事務局長を含む。)が管下の自動車整備事業者に対し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の実施要領について」(平成12年2月29日付け自整第33号)は、平成18年3月31日限りで廃止する。</p> <p>(別添)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> 行政処分の公表</p>

新	旧
<p>道路運送車両法第103条の規定に基づく聴聞結果による同法第93条、第94条第4項、第94条の4第4項又は第94条の8第1項の規定による処分及び同法第92条又は第94条の3第2項の規定による処分に関しては、名あて人と支局の掲示板に公示するとともに、国土交通省ホームページの「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」への掲載並びに広報資料の配布等により公表するものとする。</p> <p>また、地方運輸局等は、OBD検査（OBD確認を含む）実施事業者に対し行政処分等を行い、利用者登録の停止等の措置が必要な場合は、独立行政法人自動車技術総合機構へその旨を情報提供すること。</p> <p>(3) 公表方法</p> <p>事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。</p> <p>1. 公表する行政処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自動車特定整備事業の認証の取消 ② 自動車特定整備事業の停止 ③ 指定自動車整備事業の指定の取消 ④ 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止 ⑤ 自動車検査員の解任命令 ⑥ 優良自動車整備事業者の認定の取消 ⑦ 事業改善命令 ⑧ 是正命令措置 <p>2. 公表する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 処分年月日 ② 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで） ③ 事業者の法人番号（個人を除く。） ④ 事業場の名称及び所在地（市区町村まで） ⑤ 行政処分の種類 ⑥ 主な違反条項 ⑦ 違反行為の概要 <p>3. 公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公示 	<p>この通達に基づく行政処分については、行政処分を受けた事業者の名称及び処分内容等を「自動車整備事業の監査方針について」（平成14年5月14日付け国自整第10号）により公表するものとする。</p>

新	旧
<p>i 処分の日から6ヶ月間を超えない期間（停止処分を除く。）</p> <p>ii 停止処分にあっては、停止処分期間</p> <p>② 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載 行政処分年月日より5年間</p> <p>(4) 地方運輸局間における情報提供 地方運輸局は、(2)により公表等を行った処分の概要等を別紙により本省へ電子メールで報告するとともに、他の地方運輸局にも電子メールで情報を提供すること。</p> <p>附則（略）</p> <p>附則（令和6年3月28日付け 国自整第273号）</p> <p>1 この通達は、令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>2 この通達の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別表1～2（略） 別紙 下段に記載</p>	<p>附則（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>別表1～2（略） <u>（新設）</u></p>

行政処分整備事業者の概況等

運輸局

事業場の 名称及び住所	認証番号 及び年月日		業 態	監 査	処 分 内 容		違 反 条 文							
	指 定 番 号 及 び 年 月 日	特 別 計 画			年 月 日	年 月 日	区 分	※氏名	生年月日	教習修了番号				
	専 業	組 合			年 月 日	指 定	取 消	取 消						
	デー ラー				年 月 日	取 消	取 消	取 消						
	認 証 番 号 年 月 日				年 月 日	停 止	停 止	停 止						
	指 定 番 号 年 月 日				年 月 日	解 任	解 任	解 任						
					年 月 日	聽 聞	人	人						
					年 月 日	是 正	改 善	改 善						

1. 監査の動機及びその内容

3. 違反発見の概要

2. 違反の概要

4. 違反点数

5. その他（参考事項）

国自整第274号の2
令和6年3月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 274 号
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 23 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に検査整備用電子情報処理組織の使用に関する規定が追加された。

これを受け、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 127 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて (平成18年3月2日付け、国自整第127号)
の一部改正について 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流・自動車局自動車整備課長</u></p> <p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け国自整第126号) (以下「処分基準通達」という。) において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 (略)</p> <p>附則 (平成20年4月24日付け 国自整第16号)</p> <p>1. この通達は、平成20年5月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>ただし、次の改正規定は平成20年8月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>(1)～(4)④ (略)</p> <p>⑤法91条の3 [則62条の2の2-1項-4] の改正規定 (備考欄に係るものを除く。)</p> <p>⑥法91条の3 [則62条の2の2-1項-7] に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定</p> <p>⑦法91条の3 [則62条の2の2-1項-9] を加える改正規定</p> <p>(5)～2. (略)</p>	<p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車局整備課長</u></p> <p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け国自整第126号) (以下「処分基準通達」という。) において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 (略)</p> <p>附則 (平成20年4月24日付け 国自整第16号)</p> <p>1. この通達は、平成20年5月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>ただし、次の改正規定は平成20年8月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>(1)～(4)④ (略)</p> <p>⑤法91条の3 [則62条の2の2条1-4] の改正規定 (備考欄に係るものを除く。)</p> <p>⑥法91条の3 [則62条の2の2条1-5] に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定</p> <p>⑦法91条の3 [則62条の2の2条1-8] を加える改正規定</p> <p>(5)～2. (略)</p>

新	旧
<p>附則（平成23年3月25日付け 国自整第138号）（略） 附則（平成28年3月28日付け 国自整第430号）（略）</p> <p>附則（<u>令和2年4月1日付け 国自整第1号</u>）</p> <p>1. この通達は、令和2年4月1日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、別表1中、違反条項欄「<u>第62条の2-1項-9</u>」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合は」とし、令第94条の5に掲げる処分については、令和2年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>2. （略）</p> <p>附則（<u>令和6年3月28日付け 国自整第274号</u>）</p> <p>1. この通達は、<u>令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。</u></p> <p>2. この通達の<u>施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。</u></p>	<p>附則（平成23年3月25日付け 国自整第138号）（略） 附則（平成28年3月28日付け 国自整第430号）（略）</p> <p>附則（<u>令和2年4月1日国自整第1号</u>）</p> <p>1. この通達は、令和2年4月1日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、別表1中、違反条項欄「<u>第62条の2の2条1-10</u>」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合は」とし、令第94条の5に掲げる処分については、令和2年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>2. （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数表

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第29条 ～ 法第91条 の2[則第 57条]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-1]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-2]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-3]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-4]	(略)			
法第99条 の2	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-5]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-6]	・エーミン グ作業の不 適切	(略)		
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-6]	・フロン類 放出違反	・フロン類放出禁止違 反	3点	

旧

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数表

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第29条 ～ 法第91条 の2[則第 57条]				
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-1]	(略)			
法第91条 の2の2条 1-2]	(略)			
法第91条 の2の2条 1-3]	(略)			
法第91条 の2の2条 1-4]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-5]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-6]	エーミン グ作業の不 適切	(略)		
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-6]	(新設)			

<p><u>の2]</u> <u>法第91条</u> <u>の3[則第</u> <u>62条の2の</u> <u>2-1項-6</u> <u>の3]</u></p>	<p>・<u>検査整備</u> <u>用電子情報</u> <u>処理組織の</u> <u>安全性確保</u> <u>違反</u></p>	<p><u>検査整備用電子情報処</u> <u>理組織への接続に必要な</u> <u>識別符号の不正な使</u> <u>用</u></p>	<p><u>3点</u></p>	<p><u>次に掲げるものを含</u> <u>む</u> ・<u>識別符号を当該事</u> <u>業場以外の者に提供</u> <u>し使用させた場合</u> ・<u>他の事業場の識別</u> <u>符号を使用し OBD 検</u> <u>査又は OBD 確認を实</u> <u>施した場合</u></p>
<p><u>法第91条</u> <u>の3 [則第</u> <u>62条の2の</u> <u>2-1項-6</u> <u>の4]</u></p>	<p>・<u>検査整備</u> <u>用電子情報</u> <u>処理組織の</u> <u>真正性確保</u> <u>違反</u></p>	<p>①<u>OBD 検査及びOBD 確認</u> <u>に係る不正なデータを</u> <u>送信した</u> ②<u>独立行政法人自動車</u> <u>技術総合機構又は軽自</u> <u>動車検査協会において</u> <u>基準適合性審査を受け</u> <u>るまでに OBD 検査又は</u> <u>OBD 確認作業後にOBD 検</u> <u>査に影響がある整備及</u> <u>び調整を実施又は依頼</u> ③<u>自らの事業場におい</u> <u>て点検整備を行う又は</u> <u>行った車両以外の車両</u> <u>に対して OBD 検査又は</u> <u>OBD 確認を実施した場</u> <u>合</u> ④<u>事業場外で OBD 検査</u></p>	<p><u>10点</u> <u>5点</u> <u>3点</u> <u>3点</u></p>	<p><u>事故を惹起した場合</u> <u>は30点/台</u> ①<u>次に掲げるものを</u> <u>含む</u> ・<u>なりすまし行為に</u> <u>より虚偽のデータを</u> <u>送信した場合</u> ・<u>不適合状態のもの</u> <u>を適合状態であるよ</u> <u>うにして虚偽のデー</u> <u>タを送信した場合</u></p>

新	旧		
<p>又は OBD 確認を実施した場合は</p>			
<p>法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-7]</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-8] (削除)</p>	<p>(略)</p>	<p>・フロン類放・フロン類放出禁止違反</p>	<p>3点</p>
<p>法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]</p>	<p>(略)</p>	<p>出違反</p>	
<p>法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]</p>	<p>(略)</p>	<p>[則第62条の2の2条-2項]</p>	
<p>法大92条 ～ 法第100条-2項</p>	<p>(略)</p>		
<p>注1-1～注1-2 (略)</p>	<p>注1-1～注1-2 (略)</p>		

新		旧		
別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数		別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数		
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の2 -1項 ～ [指定規則第5条 -4項]	(略)			
法第94条の5 -1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証を交付した。 ⑧OBD 検査を OBD 確認モードで実施し適合証を交付した	10点/台 <u>3点</u>	事故を惹起した場合は30点/台 <u>注2-1</u>
-4項	(略) 検査員の不正証明行為	④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証に証明した	二	<u>解任命令</u>
(略)	(略)			

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の2 -1項 ～ [指定規則第5条 -4項]	(略)			
法第94条の5 -1項	(略) (点検・整備・検査不適切)			
-4項	(略) 検査員の不正証明行為			
(略)	(略)			

新	旧
<p>法第 94 条 の 5 の 2 -1 項 (略) (点検・整備・検査不適切)</p> <p>③なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し限定適合証を交付した。</p> <p>④OBD 検査を OBD 確認モードで実施し限定適合証を交付した</p> <p>10 点/台</p> <p>事故を惹起した場合は 30 点/台 注 2-1</p> <p>3 点</p>	<p>法第 94 条 の 5 の 2 -1 項 (略) (点検・整備・検査不適切)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(略)</p> <p>-3 項 (略) ・検査員の不正証明行為</p> <p>④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し限定適合証に証明した</p> <p>二</p> <p>解任命令</p>	<p>(略)</p> <p>(略) ・検査員の不正証明行為</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>法第 94 条 の 6 -1 項 ～ 法第 100 条 -2 項</p> <p>注 2-1～注 2-6 (略)</p>	<p>法第 94 条 の 6 -1 項 ～ 法第 100 条 -2 項</p> <p>注 2-1～注 2-6 (略)</p>

国自整第 278 号の 2
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

別添

国自整第 278 号
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針につ
いて

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、自動車特定整備事業者等が OBD 検査及び OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針

1. 用語

この通達において使用する用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）並びに道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）及び指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「事業規則」という。）並びに独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に規定する事務規程（以下「審査事務規程」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「自動車特定整備事業者等」とは、車両法第 78 条第 4 項に規定する自動車特定整備事業者、同法第 94 条の 3 第 1 項に規定する指定自動車整備事業者、同法第 95 条に規定する自動車整備振興会並びに中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項第 8 号に規定する商工組合及び中小企業等協同組合法第 3 条柱書に規定する中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (2) 「認証工場」とは、車両法第 78 条第 1 項の認証を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (3) 「指定工場」とは、車両法第 94 条の 2 第 1 項の指定を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (4) 「自動車整備振興会等」とは、自動車整備振興会又は商工組合若しくは中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (5) 「振興会等施設」とは、自動車整備振興会等が保有する施設（検査用スキャンツールを備えるものに限る。）をいう。
- (6) 「OBD 検査システム」とは、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する利用者管理システム、特定 DTC 照会アプリ及び OBD 検査結果参照システムで構成されるシステムの総称をいう。
- (7) 「OBD 検査用サーバー」とは、機構が車両法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (8) 「OBD 検査」とは、車両法第 74 条の 2 第 1 項に基づき機構が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査若しくは同法第 74 条の 3 第 1 項に基づき軽自動車検査協会が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査又は同法第 94 条の 5 第 4 項に基づき自動車検査員が

行う検査において、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。

- (9)「OBD 確認」とは、OBD 検査用サーバーに接続して細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定すること（OBD 検査及び OBD 検査用サーバーに記録が残らないものを除く。）

2. 趣旨

自動車特定整備事業者等が、OBD 検査又は OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項は、関係通達並びに機構が定める利用規約、特定 DTC 照会アプリ利用要領及び OBD 検査システムの操作マニュアルによる他、本取扱方針の定めるところによる。

3. 自動車特定整備事業者等の OBD 検査システムの利用目的について

自動車特定整備事業者等による OBD 検査システムの利用は、OBD 検査用サーバーへの負荷及びセキュリティへの課題に対応するとともに、OBD 検査及び OBD 確認を実施した者の責任を明らかにするため、次の各号に掲げる事業場又は施設がそれぞれ当該各号に掲げる目的のために利用する場合に限る。

(1) 認証工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 確認を実施する場合

(2) 振興会等施設

自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両の OBD 確認を実施する場合

(3) 指定工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 検査又は OBD 確認を実施する場合

- ※ 「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い（整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。）、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

4. OBD 検査システムの利用方法

自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。

(1) 事業場登録について

3.(1)の目的で利用する場合は、自動車特定整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ認証工場に関する情報を、認証工場ごとに登録すること。

3.(2)の目的で利用する場合は、自動車整備振興会等が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ振興会等施設に関する情報を、施設ごとに登録すること。

3. (3) の目的で利用する場合は、指定自動車整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ指定工場に関する情報を、指定工場ごとに登録すること。

(2) 自動車特定整備事業者等が利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能について

OBD 検査システムにおいて、認証工場、指定工場及び振興会等施設で利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能、登録者区分及び利用ユーザーは次表のとおりとする。

特定 DTC 照会アプリの機能	登録者区分	利用ユーザー
① OBD 確認モード 認証工場又は指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）別添 124 に定める基準に適合するかどうかを確認するための機能 ^{※1}	認証工場	工員
	振興会等施設	振興会等職員
	指定工場	工員又は自動車検査員
② OBD 検査モード 指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、車両法第 94 条の 5 第 4 項の規定に基づき、細目告示別添 124 に定める基準に適合するかどうかを証明するための機能 ^{※2}	指定工場	自動車検査員

※1 OBD 確認は、定期点検整備、特定整備及び検査には該当しないものの、その実施に際しては、自動車特定整備事業者は車両法第 91 条の 3 の規定を遵守する必要がある。

また、当該確認は、認証工場が事業場の敷地内において保安基準の適合性を確認する場合に OBD 確認モードを使用して実施することになるが、保安基準の適合性を確認するための任意の行為である。

なお、指定工場の自動車検査員にあつては OBD 検査モードを使用して実施して差し支えないものとする。

※2 OBD 検査は、車両法第 94 条の 5 第 4 項の検査の一部に該当するものである。

また、当該検査は、指定工場が事業場の敷地内において、OBD 検査モードを使用して実施しなければならないものとする。

(3) 検査用スキャンツールの使用について

OBD 確認は、自動車検査用機械器具として事業規則第 2 条第 1 項第 2 号りに規定する検査用スキャンツールを使用して実施しなければならない。

(4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について

指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用ス

キャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、共用の検査用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。
- ② 共用の検査用スキャンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

(5) 検査用スキャンツールの借用使用について

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキャンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキャンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、借用する検査用スキャンツールを使用して OBD 確認を行う自動車特定整備事業者及びその工員のものを使用すること。
- ② 検査用スキャンツールを借用使用した場合には、事業場ごとに当該検査用スキャンツールの使用実績を把握できるよう、別紙「借用設備の使用管理台帳」により適切に管理を行うこと。なお、別紙は一例であり、電磁的方法による記録の保存・管理も可能とする。

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) OBD 検査システムに登録した事業場の情報を適切に管理し、登録情報に変更があった場合は、速やかに当該情報を更新すること。
- (2) OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について（令和6年3月28日付け国自整第267号）」に定める方法により適切に管理すること。
- (3) OBD 検査システムへ接続して OBD 検査又は OBD 確認を行う場合は、機構の提供する当該システムの操作マニュアル等で定められた適切な方法により実施すること。
- (4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。

- ② OBD 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。
 - ③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会（以下「機構等」という。）において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。
 - ④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。
- (5) 振興会等施設は、OBD 確認の対象車両及び実施場所に関する以下①及び②に掲げる事項を遵守すること。また、振興会等施設で OBD 確認を受ける自動車特定整備事業者は、当該 OBD 確認実施後の車両の取り扱いに関する以下③の事項を遵守すること。
- ① 自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両以外の車両に対して OBD 確認を実施しないこと。
 - ② OBD 確認は当該振興会等施設の敷地内において実施すること。
 - ③ 自動車特定整備事業者は、振興会等施設において OBD 確認を受けた後、機構等において基準適合性審査を受ける場合には、最後に受けた OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

- (1) OBD 検査は、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした後、完成検査の一環として行うものとする。ただし、自動車検査員が当該自動車の受入時に OBD 検査を行い、その後、保安基準に適合する OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わない場合には、当該自動車は OBD 検査に合格とみなして差し支えない（検査の合理化）。

この場合において、「OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等」の具体的内容は車種により異なり得ることから、自動車検査員が判断して差し支えない。

- (2) 検査対象車両への VCI の取り付け及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

7. 機構における基準適合性審査時の取扱い

OBD 検査又は OBD 確認を実施した車両が、機構等における基準適合性審査を受ける場合には、審査事務規程に基づき次のとおり取り扱われる旨、留意すること。

- (1) 基準適合性審査の5日前までに OBD 検査又は OBD 確認が実施され、その結果が「適合」として機構の OBD 検査用サーバーに記録されている車両は、当該 OBD 検査又は OBD 確認の結果を参考に OBD 検査に係る基準適合性の判定が行われる。(機構等の職員が OBD 検査用サーバーに記録された OBD 検査又は OBD 確認の結果を参照することにより、機構等における OBD 検査の実施が省略される。)
- (2) OBD 検査又は OBD 確認を行った車両であっても、替え玉受検の防止並びに自動車特定整備事業者等における OBD 検査又は OBD 確認の判定結果と機構等における OBD 検査結果の比較・分析及び関連するデータの収集のため、機構等における基準適合性審査時に改めて OBD 検査（抜取検査）を実施することがある。

附 則（令和6年3月28日付け国自整第278号）

この通達は、令和6年10月1日から施行する。

貸出事業場名

借用設備の使用管理台帳

日付	時間	検査用スキヤンツ ールのメーカー・ 型式	検査車両の登録（車両） 番号又は車台番号	借用事業場名	OBD 確認 実施者名	管理責任者 の確認	備 考
R6.1.29	12:00	●●・△△	国土300こ1234	物流・自動車整備工場	■ ■ ■ ■	□ □ □ □	

記載例

国自安第181号
国自旅第431号
国自整第282号
令和6年3月29日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための
地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて

地域交通の「担い手」や「移動の足不足」といった深刻な社会問題に対応するため、「デジタル行財政改革 中間とりまとめ」（令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定）において、現状のタクシー事業では不足している移動の足を、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みを創設するとされたところである。

これを踏まえ、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（以下「自家用車活用事業」という。）に係る道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第78条第3号の規定の許可に関しては、次のとおり取扱うものとする。

なお、本通達は、安全・安心を前提に、地域交通の「担い手」「移動の足」不足を解消することを目的としているため、これらの問題に対する自家用車活用事業の実施効果やタクシー事業者により講じられる安全確保策を定期的に確認しながら、適切な時期に見直しを行うこととする。

1. 許可申請手続

自家用車活用事業に係る許可申請手続は、同事業を実施しようとする法人タクシー事業者（以下「事業者」という。）が行うものとし、許可申請書は、別紙「様式1」の申請書を管轄の運輸支局長（運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。）あてに提出するものとする。

2. 許可基準

上記1. の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合には、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと認めて許可するものとする。

（1）対象地域、時期及び時間帯並びに不足車両数

タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの不足車両数を、国土交通省が指定していること。

(2) 資格要件

法第4条第1項に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

(3) 管理運営体制

①運行管理規程に、下記(ア)～(エ)の事項が記載されていること。

(ア) 事業用自動車及び稼働させることが可能な自家用車の合計が5両以上の営業所においては、当該合計車両数の40両ごとに1名以上の有資格の運行管理者が選任されていること。

(イ) 運行管理を担当する役員等が選任され、運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

(ウ) 点呼、指導監督及び研修が実施される体制が確立され、設備が備えられていること。

(エ) 事故防止についての教育及び指導体制が確立され、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号、以下「事故報告規則」という。)に準じて行う報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制が確立されていること。

②自家用車活用事業に係る運転者(以下「自家用車ドライバー」という。)に対し、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。)第36条第2項、第38条及び第39条に定められたものと同等の指導等を行う体制が確立されていること。

③整備管理規程に、自家用車活用事業に用いる自家用車の整備管理体制に関する事項が記載されていること。事業用自動車及び稼働させることが可能な自家用車の合計が5両以上の営業所においては、原則として、常勤の有資格の整備管理者が選任されていること。

④輸送の安全上支障のないよう、自家用車ドライバーの他業での勤務時間を把握すること。

(4) 損害賠償能力

自家用車活用事業について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又は運行業務開始までに加入する具体的な計画があること。

3. 許可に付する条件

許可に当たっては、以下の条件を付するものとする。

(1) 使用する自家用車について

①事業者ごとに使用可能な車両数は、地方運輸局長等が通知する範囲内であること。通知する車両数は、許可地域ごとに2.(1)の車両数の範囲内であり、かつ、営業所の事業用自動車の車両数(許可対象地域の営業所の車両数が著しく少ないなど、地方運輸局長等が必要と認める場合についてはこの限りではない。)の範囲内とする。

②事業者は、契約関係にある自家用車ドライバーが自家用車活用事業の用に供する自家用車を登録し、同車両(以下、登録車両という。)に係る情報を適切に管理すること。なお、登録車両の数

に制限は設けない。

- ③自家用車活用事業の用に供する間、自家用車活用事業の用に供する車両である旨を自家用車の外部に見えやすく表示すること。また、事業者の名称を外部から把握できるよう措置を講ずること。
- ④自家用車は、乗車定員十人以下であること。

(2) 自家用車ドライバーについて

- ①第一種運転免許（初心運転者期間にあるものを除く。）又は第二種運転免許を保有し、自家用車活用事業に従事する日前2年間に於いて無事故（自動車の転覆、転落など、事故報告規則第2条に定める「事故」をいう。）であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。
- ②事業者は、運輸規則第36条第2項の規定に基づき行うものと同様の研修（大臣認定講習を含む、ただし接遇等必要な研修科目の受講が必要）及び運輸規則第38条に基づき行うものと同様の指導監督を行うこと。
- ③事業者は、事業者の名称、自家用車ドライバーの氏名、運転免許証の有効期限及び作成年月日が記載された運転者証明（電磁的記録でも可）を自家用車ドライバーに対して発行し、携行させること。

(3) 運行管理及び車両整備管理

事業者は、関連通達（「自家用車活用事業における運行管理について」（国自安第182号）及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（国自整第283号））に基づき、運行管理及び車両の整備管理を行うこと。

(4) 運送形態・態様について

以下の形態・態様で実施されるものであること。

- ①利用者と事業者の間で運送契約が締結され、事業者が運送責任を負うものであること。
- ②運送の引受け時に発着地が確定している運送であること。
- ③運送の引受けに当たって、自家用車活用事業による運送サービスが提供されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること。
- ④運賃及び料金は、事業者の事前確定運賃制度に準ずること。
- ⑤運賃及び料金の支払い方法は、原則キャッシュレスによる方法であること。
- ⑥運送サービスの発地又は着地のいずれかが、事業者が許可を受けている営業区域内に存するものであること。ただし、地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を十分に確保することが困難であると認められる場合は、隣接する営業区域に営業所を有するタクシー事業者による運送サービスを認めることができる。

(5) 稼働状況の報告

事業者は、使用可能な自家用車の稼働状況について記録し、運輸支局からの求めに応じて報告すること。

(6) 許可の取り消し等許可に付する条件に違反した場合には、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日通達 国自安第60号・国自旅第128号・国自整第54号）」に準じて許可の取り消し等を行うこととする。

4. 許可期間

許可期間は2年間とする。

5. その他

下記(1)～(3)に該当することとなった場合の許可の取扱いについては、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 事業者が法第38条第1項の規定に基づき、その事業の休止又は廃止の届出を行った場合
当該事由が発生した日に許可を取消す。

(2) 事業者が法第40条の規定に基づき、その事業の許可の取消処分を受けた場合
当該処分の日には許可を取消す。

(3) 事業者が法第40条の規定に基づき、その事業の停止処分を受けた場合
当該処分期間中は、自家用車活用事業に係る許可の効力を停止する。なお、停止中の期間は、許可期間に含まれるものとする。

令和6年3月29日
物流・自動車局旅客課

自家用車活用事業の制度を創設し、今後の方針を公表します。

国土交通省では、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）の取り扱いについて通達を発出いたします。

また、今後、配車アプリのデータ等に基づき不足車両数の算出・公表を行う地域やその他の地域の算出方法について公表いたします。

昨年12月に決定された「デジタル行財政改革会議の中間とりまとめ」において、タクシー事業者が運送主体となって、地域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを供給すること（道路運送法第78条第3号に基づく制度の創設）が決定されました。今後、タクシーが不足する地域・時期・時間帯におけるタクシー不足状態を、道路運送法第78条第3号の「公共の福祉のためやむを得ない場合」として、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供すること（自家用車活用事業）を可能とする許可を行っていく予定です。

今般、パブリックコメントにおいていただいたご意見を反映し、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）を創設いたしました。

また、3月13日に4地域のタクシーが不足している地域・時期・時間帯と不足車両数を公表したところでありますが、今後、同様にアプリのデータ等に基づき不足車両数の算出・公表を行う地域を公表いたします。

さらにその他の地域につきましても、アプリのデータ等に基づかずに簡便な方法により不足車両数を算出することとしましたので、お知らせいたします。

なお、パブリックコメントにおいていただいた主なご意見と、それに対する国土交通省の考え方については、一週間以内を目処に国土交通省ホームページにて公表いたします。

<添付資料>

- ・（別添1）自家用車活用事業の進め方
- ・（別添2）4地域における曜日・時間帯ごとのマッチング率について
- ・（別添3）法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて
- ・（別添4）自家用車活用事業における運行管理について
- ・（別添5）自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について

【問い合わせ先】

物流・自動車局 旅客課 手嶋、武藤、大山

電話：(03) 5253-8111（内線：41202、41243）

直通：(03) 5253-8569

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3.（3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

- （1）法人タクシー事業者は、自家用自動車について、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。
- ①運行前点検（1日1回、自家用車活用事業の用に供する前に実施する点検）
 - ・自動車点検基準別表第1
 - ②中間点検（3か月ごとに行う基本的な点検）
 - ・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」
 - なお、年次点検を行った場合は、中間点検に代えることができる。
 - ③年次点検（12か月ごとに行う詳細な点検）
 - ・自動車点検基準別表第3の「12か月ごと項目」
 - ④開始前点検（自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前に行う点検）
 - ・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」
 - ・自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前3月以内に実施すること
 - なお、自動車点検基準別表第6による定期点検を行った場合は、開始前点検に代えることができる。
- （2）（1）②の規定にかかわらず、直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、次回の間点検について、別添の点検項目とすることができる。
- （3）法人タクシー事業者は、自家用自動車について（1）の点検整備が適切に行われていることを確認できる記録（点検整備記録簿の写し、電子データ等）を2年間保存すること。

2. 年次検査

- (1) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過する日までの間に、年次検査を行い、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合することを確認すること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。
- (2) (1)において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車継続検査等に合格した場合には、年次検査を実施し、保安基準に適合することを確認したものとみなす。
- (3) 年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- (4) 年次検査の結果、自家用車活用事業の用に供する自動車が保安基準に不適合とされた場合にあつては、法人タクシー事業者は、必要な整備を行い、再度年次検査を行い、保安基準に適合することを確認するまでは、当該自家用自動車を自家用車活用事業の用に供さないこと。
- (5) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を2年間保存すること。

別添 1. (2) が該当する自動車の中点検項目

点検箇所		
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの利き具合
	リザーバ・タンク	液量
走行装置	ホイール	(※1) タイヤの状態
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷
	エア・サスペンション	エア漏れ
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間
		作用
		液量
	トランスミッション及びトランスファ	(※1) 油漏れ及び油量
	デファレンシャル	(※1) 油漏れ及び油量
電気装置	点火装置	(※1)(※2) 点火プラグの状態
	バッテリー	ターミナル部の接続状態
原動機	本体	低速及び加速の状態
		排気の色
	潤滑装置	油漏れ
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷
		(※3) ガス容器及びガス容器付属品の損傷
車枠及び車体		緩み及び損傷

- ① (※1) 印の点検は、当該点検を行った日以降の走行距離が3月あたり2千キロメートル以下の自動車については前回の当該点検を行うべきとされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
- ② (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
- ③ (※3) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

令和6年3月29日
物流・自動車局
自動車整備課

ビッグモーターに対する行政処分等及び同種事案の再発防止について

ビッグモーターに対する行政処分等の結果及び同種事案の再発防止策をとりまとめました

1. ビッグモーターに対する行政処分等

国土交通省では、昨年7月以降、ビッグモーターの全国の130事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次、行政処分等を実施しました。^{※1}(結果は【別添1】参照)

また、一連の監査において、同社の本社に関して認められた問題は【別添2】のとおりです。

同社では、指摘された法令違反等を踏まえ改善対策が進められており、国土交通省では、今後その状況を継続的に確認します。

※1 各事業場に対する行政処分の詳細は、「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」で公表しています。

<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/cgi-bin/search.cgi?jigyoubunya=jidousyaseibi>

2. 同種事案の再発防止のための検討

(1) 車体整備の消費者に対する透明性確保策

有識者、関係団体、現場の自動車整備士の意見を聴きながら、業界の商慣行や先進的な取組事例を調査しつつ、車体整備の消費者に対する透明性確保策について検討を行いました。

その結果、顧客に対する作業内容の説明、作業の前後の画像の保存等を内容とする「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」【別添3】を取りまとめました。

(2) 自動車整備工場に対するより効果的な監査のあり方

ビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査のあり方について検討を行いました。

その結果、本社に起因する法令違反が確認された場合、関連する事業場に対して一括して監査を行うこと等を内容とする報告書^{※2}を取りまとめました。

※2 監査のノウハウに関する事項を含むため、内容は非公表とさせていただきます。

(3) 自動車検査員の働き方の実態調査

指定自動車整備工場において自動車の検査を行う「自動車検査員」の働き方の実態調査を行うとともに、自動車検査員が業務を適切に実施するための対策をとりまとめました。【別添4】

(問い合わせ先)
物流・自動車局自動車整備課
代表：03-5253-8111 (内線 42424、42428)
直通：03-5253-8601

車体整備の消費者に対する
透明性確保に向けたガイドライン

令和6年3月

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課

1. 背景

令和5年7月、(株)ビッグモーターが設置した特別調査委員会の報告書が公表され、同社の板金・塗装工程を有する34の事業場において、不適切な保険金請求とともに、ゴルフボールを振り回して車体を叩くなどの損傷の作出や不要な作業・部品の交換の実施などの不適切な車体整備が行われていたことが明らかになった。国土交通省は、これら34の事業場に対する一斉の立入検査などを経て、これら全てにおいて法令違反を確認したことから、同年10月に行政処分を実施した。

車体整備については、以前より道路運送車両法令において自動車特定整備事業者に対する規制・制度が構築されるとともに、業界団体などにおいて適正化に向けた様々な取組みが行われてきた。例えば、道路運送車両法令は、整備内容や整備料金を明確化し、もって自動車ユーザーである消費者に対して誠意ある意思の疎通とサービスの提供を確保するため、自動車特定整備事業者が遵守すべき事項を規定している¹。また、専門知識を有する技術アジャスターは、自動車損害保険金の適正な支払のために必要に応じ立会調査を行うなどにより、不適切な請求等を未然に防止する役割を果たしている。他方、(株)ビッグモーターによる一連の事案は、上記法令違反の他、過去類を見ない規模で車体整備が著しく不適切に行われていた。このような事案が発生した背景の一つには、同社の板金・塗装工程における確認プロセスが不十分であり、事後的な検証体制が確保されていなかったことが挙げられる。

車体整備には様々な関係者が関わる場合があるものの、健全な車体整備サービスを求めている究極的な主体は、車体整備サービスの利益を享受することになる消費者(自動車ユーザー)である。この自動車ユーザーである消費者の視点に立つと、車体整備サービスを受ける判断を行う際や提供された車体整備サービスの妥当性・適切性を判断する際において、消費者にとって必要な情報が適切に提供されることは極めて重要になる。

以上より、車体整備における同種事案の再発を防止するとともに、車体整備事業の健全な発達とともに公共の福祉の増進を実現する法目的²に鑑み、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組み等について、「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」として示すものである。

¹ 道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号

² 道路運送車両法第1条

2. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、事故車両をはじめとする車体の板金や塗装などの整備作業について、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を十分に確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組みや実施することが望ましい取組みをガイドラインとして示すものである。

本ガイドラインは、道路運送車両法を所管する国土交通省が指導・監督を行う際の指針の一つとすることで、車体整備事業の健全な発達とともに公共の福祉の増進を実現することを目的とするものである。また、本ガイドラインが社会に広く浸透することにより、自動車ユーザーである消費者において車体整備に対する理解の増進を図るものである。

3. 対象範囲

3.1. 対象者

自動車整備事業者のうち、事故車両をはじめとする車体の板金や塗装などの整備作業を行う事業者（本ガイドラインにおいて、「車体整備事業者」という）を対象とする。

なお、本ガイドラインにおける「消費者」は、車体整備には様々な関係者が関わる場合があるものの、健全な車体整備サービスを求めている究極的な主体であり、車体整備サービスの利益を享受することになる自動車ユーザーを指すものとする。

3.2. 留意点

本ガイドラインは、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を十分に確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組みや実施することが望ましい取組みを示すものであることから、車体整備事業者が本ガイドライン以外の取組みを実施することを妨げるものではない。

4. 車体整備の消費者に対する透明性確保に向けた取組み

4.1. 概要

ここでは、事故車両をはじめとする車体の板金や塗装などの整備作業について、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を十分に確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組みや実施することが望ましい取組みにつき、具体的な例を示す。

4.2. 実施することが求められる取組み

4.2. では、車体整備の消費者に対する透明性確保に向けて、車体整備事業者において実施することが求められる取組みについて示す。

(1) 車体整備作業に係る画像情報の記録・保存

板金・塗装などの車体整備作業について、入庫後から作業開始前・作業実施中・作業実施後のそれぞれにおいて必要な情報を画像で取得し、一定期間保存することは重要である。このため、車体整備事業者においては、各段階において、以下の画像情報を記録・保存することが求められる。

<各段階において記録すべき画像情報>

①入庫後から車体整備作業開始前

- ・車両を特定することができる情報（例. ナンバープレートを含めた画像）
- ・車体修理や部品交換等の車体整備を行う予定の部位に係る情報

②作業実施中

- ・車両を特定することができる情報（例. ナンバープレートを含めた画像）
- ・車体修理や部品交換等の車体整備を行っていることが分かる情報（例. バンパー取付けにより交換部品が見えなくなる場合における当該交換部品）
- ・車体整備に用いる部品・材料が分かる情報（例. 使用した塗料缶、新品・純正品であることを示すマーク）

③作業実施後

- ・車両を特定することができる情報（例. ナンバープレートを含めた画像）
- ・車体修理や部品交換等の車体整備を行った部位に係る情報

<その他>

- ・各段階で得た画像情報について、必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存すること。

- ・各段階で得た画像情報について、画像を取得した時刻を記録すること。
- ・撮影する画像は、ピントが合い明るく見やすいものであり、第三者により記録すべき情報を的確に理解できるものであること。
(例. 車体整備を行った部位や部品が認識可能な大きさとなっていること、画質が確保されていること)

(2) 車体整備作業の内容・方法に係る情報の記録・保存

板金・塗装などの車体整備作業について、車体整備作業開始前に予定している具体的な内容や方法や実際に行った具体的な内容や方法に係る情報を記録し、一定期間保存することが求められる。

<各段階において記録すべき車体整備作業の内容・方法に係る情報>

①作業開始前

- ・予定している具体的な作業内容・方法に係る情報 (例. ドアパネルの交換、エンジンフードの塗装)
- ・車体整備に用いる部品・材料等の情報 (例. 交換予定部品の品名、使用予定塗料の品名)

②作業実施後

- ・実際に行った具体的な作業内容・方法に係る情報 (例. ドアパネルの交換、エンジンフードの塗装)
- ・実際に用いた部品・材料等の情報 (例. 交換した部品の品名、使用した塗料の品名)
- ・実際に行った具体的な作業内容・方法が予定しているものと異なる場合においては、その理由

<その他>

- ・上記情報を適切な媒体に記録すること。(例. 受付表、車体整備記録簿)
- ・当該情報の記録者又は車体整備作業の実施者を明らかにすること。
- ・各段階において記録した情報について、必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存すること。なお、実施した車体整備が特定整備に該当する場合は、特定整備記録簿に記録の上、2年間保存すること。

(3) 車体整備の料金に係る情報の記録・保存

概算見積りや請求書等の車体整備作業の料金に係る情報を記録し、一定期間保存することが求められる。

<各段階において記録すべき車体整備作業の料金に係る情報>

①作業開始前

- ・ 予定している車体整備の内容及びその料金
- ・ 交換する部品名及びその料金
- ・ 使用する塗料の名称及びその料金
- ・ 以上をまとめた概算見積りの料金

②作業実施後

- ・ 実施した車体整備の内容及びその料金
- ・ 交換した部品名及びその料金
- ・ 使用した塗料の名称及びその料金

<その他>

- ・ 上記情報を適切な媒体に記録すること。（例．事前見積書、清算見積書、納品請求書）
- ・ 各段階において記録した情報について、必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存すること。

(4) 車体整備に係る情報の関連付け

(1) の画像、(2) の内容・方法及び(3) の料金に係る情報について、対象となる車両ごとに関連付けをし、一定期間適切に保存することが求められる。

<保存方法（一例）>

- ・ (1) の画像、(2) の内容・方法及び(3) の料金に係る情報の電磁的記録を同一のPCやクラウド等に保存する。
- ・ (1) の画像、(2) の内容・方法及び(3) の料金に係る情報を関連付けるシステムを活用して電磁的に保存する。（例．業界団体が推奨する車体整備記録簿システム、民間企業が開発・販売するシステム）
- ・ 車体整備に併せて点検整備を実施する場合は、(1) の画像、(2) の内容・方法及び(3) の料金に係る情報の電磁的記録に加え、点検整備記録簿の電磁的記録を併せて保存する。

<その他>

- ・ 必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存すること。

(5) 消費者等³への適切な説明と消費者等の了承

板金・塗装などの車体整備サービスの提供にあたっては、消費者等の要望を踏まえ、(1) の画像、(2) の内容・方法及び(3) の料

³ 「消費者等」とは、消費者（自動車ユーザー）の他、自動車損害保険金の支払いに関係する者を含めた者を指す。

金に係る情報等を活用して車体整備サービスに関し適切に説明するとともに、消費者等から書面などにて了承を得ることが求められる。

<各段階において説明すべき内容等>

①車体整備作業開始前（入庫前も含む）

- ・消費者が適切に入庫判断できるよう、車体整備事業者が提供できる車体整備サービスの内容やその標準料金等について説明すること。
- ・車体整備事業者が提供する車体整備サービスの内容（車体整備作業完了までに要する時間、車体整備が必要となる具体的箇所やその必要性、必要となる費用等）について、（１）の画像、（２）の内容・方法及び（３）の料金に係る情報等を活用して、消費者等に適切に説明すること。
- ・上記説明後、消費者等から、提供する車体整備サービスに関し書面などにて了承を得ること。

②車体整備作業実施中

- ・車体整備サービスの提供開始前に説明した内容・方法や概算見積りと実際が異なる場合においては、その理由について、消費者等に適切に説明し、了承を得ること。

③車体整備作業実施後

- ・車体整備事業者が提供した車体整備サービスの内容について、（１）の画像、（２）の内容・方法及び（３）の料金に係る情報等を活用して、消費者等に適切に説明すること。
- ・上記説明後、消費者等から、提供した車体整備サービスに関し書面などにて了承を得ること。

④車両引き渡し後

- ・提供した車体整備サービスに係る問い合わせなどについて、消費者等に対し、必要かつ適切な説明を行うこと。

<その他>

- ・各段階において記録した情報について、事後的な検証を可能とするに足りる期間において電磁的に保存すること。

4.3. 実施することが望ましい取組み

4.3. では、車体整備の消費者に対する透明性確保に向けて、車体整備事業者において実施することが望ましい取組みについて示す。

(1) 車体整備作業の見える化

板金・塗装などの車体整備作業を実施している際においても、透明性確保のため、車体整備作業の見える化に係る取組みを行うことが望ましい。

＜車体整備作業の見える化（一例）＞

- ・工場内のレイアウトの工夫し、車体整備作業の状況を目視で確認できるようにする。
- ・工場内にカメラを設置し、車体整備作業の状況を映像で確認できるようにする。

(2) 消費者に対する積極的な情報発信

自社の Web サイト、SNS 又は情報誌などを活用し、消費者の理解促進のため、提供する車体整備サービスに係る情報を積極的に発信することが望ましい。

＜積極的に発信する情報（一例）＞

- ・提供する車体整備サービスの内容
- ・提供する車体整備サービスに係る標準料金
- ・道路運送車両法に基づく認証（分解整備、電子制御装置整備）や優良認定（車体整備作業（一種又は二種）に係る情報
- ・業界団体が推奨する自主認定に係る情報（例. 「先進安全自動車対応優良車体整備事業者」）
- ・道路運送車両法に基づく自動車整備士資格（一級・二級・三級自動車整備士、特殊整備士（自動車車体・電子制御装置整備士⁴等））の保有に係る情報

⁴ 令和4年5月に行った資格制度見直し前の「自動車車体整備士」

○農林水産省
国土交通省

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年四月三十日

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令
厚生労働省、農林水産省、令第三号）の一部を次のように改正する。
独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年 経済産業省、国土交通省）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

農林水産大臣 坂本 哲志
農林水産大臣 臨時代理 経済産業大臣 臨時代理 国土交通大臣 高市 早苗
国土交通大臣 臨時代理 国土交通大臣 坂本 哲志

改正後

(主務大臣)

第八条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

(略)	(略)	(略)
成田用水施設改築事業	(略)	(略)
群馬用水施設改築事業	群馬用水施設改築事業の対象である施設	農林水産大臣及び国土交通大臣

改正前

(主務大臣)

第八条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

(略)	(略)	(略)
成田用水施設改築事業	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年四月三十日
国土交通大臣 臨時代理 国土交通大臣 坂本 哲志

自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令

(自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正)

第一条 自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(揭示すべき事項等)

第六条 交付代行者は、事業場ごとに、自動車登録番号標を交付する業務を行う日時について、公衆の見やすいように揭示するとともに、当該交付代行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

改正前

(揭示すべき事項)

第六条 交付代行者は、事業場ごとに、自動車登録番号標を交付する業務を行なう日時を公衆の見やすいように揭示しなければならない。

第二条 (道路運送車両法施行規則の一部改正)

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>改正後</p> <p>(自動車特定整備事業者の遵守事項)</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。</p> <p>イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合</p> <p>ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合</p> <p>二 十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(自動車特定整備事業者の遵守事項)</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>(港湾法施行規則の一部改正)</p> <p>第三条 港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <p>改正後</p> <p>(船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示)</p> <p>第三条の十 法第三十七条の十一第二項(法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による区域若しくは物件の指定又はその廃止の公示は、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定又はその廃止に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示するとともに、港湾管理者にあつては当該港湾管理者の、都道府県知事にあつては当該都道府県のウェブサイトの掲載により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示)</p> <p>第三条の十 法第三十七条の十一第二項(法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による区域若しくは物件の指定又はその廃止の公示は、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定又はその廃止に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)</p> <p>第四条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <p>改正後</p> <p>(運賃及び料金等の実施等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 一般乗合旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトに他の掲載その他の適切な方法</p> <p>イ 一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合</p> <p>ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合</p> <p>二 一般貸切旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客自動車運送事業者のウェブサイトに他の掲載</p> <p>イ 一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合</p> <p>ロ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合</p>	<p>改正前</p> <p>(運賃及び料金等の実施等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(小型船造船業法施行規則の一部改正)
 第五条 小型船造船業法施行規則(昭和四十一年運輸省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>改正後</p> <p>(小型船造船業登録済証の掲示等)</p> <p>第二十一条 小型船造船業者は、小型船造船業登録済証について、当該登録に係る事業場の見やすい場所に掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該小型船造船業者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>一 小型船造船業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合</p> <p>二 小型船造船業者が自ら管理するウェブサイトを用意していない場合</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(小型船造船業登録済証の掲示等)</p> <p>第二十一条 小型船造船業者は、小型船造船業登録済証を当該登録に係る事業場の見やすい場所に掲示しておくものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第六条 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)
 第六条 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

<p>改正後</p> <p>別記様式第二十六号 (第八十一条関係)</p> <p>標 識</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>マンション管理業者票</td><td></td></tr> <tr><td>登録番号</td><td>国土交通大臣()第 号</td></tr> <tr><td>登録の有効期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> <tr><td>商号、名称又は氏名</td><td></td></tr> <tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>電話番号 ()</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">35cm以上</p> <p style="text-align: center;">25cm以上</p>	マンション管理業者票		登録番号	国土交通大臣()第 号	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	商号、名称又は氏名		代表者氏名		主たる事務所の所在地	電話番号 ()	<p>改正前</p> <p>別記様式第二十六号 (第八十一条関係)</p> <p>標 識</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>マンション管理業者票</td><td></td></tr> <tr><td>登録番号</td><td>国土交通大臣()第 号</td></tr> <tr><td>登録の有効期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> <tr><td>商号、名称又は氏名</td><td></td></tr> <tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名</td><td></td></tr> <tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>電話番号 ()</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">35cm以上</p> <p style="text-align: center;">30cm以上</p>	マンション管理業者票		登録番号	国土交通大臣()第 号	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	商号、名称又は氏名		代表者氏名		この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名		主たる事務所の所在地	電話番号 ()
マンション管理業者票																											
登録番号	国土交通大臣()第 号																										
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで																										
商号、名称又は氏名																											
代表者氏名																											
主たる事務所の所在地	電話番号 ()																										
マンション管理業者票																											
登録番号	国土交通大臣()第 号																										
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで																										
商号、名称又は氏名																											
代表者氏名																											
この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名																											
主たる事務所の所在地	電話番号 ()																										

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年六月三十日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にマンション管理業者が掲げているこの省令による改正前のマンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識は、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後のマンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識とみなす。

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 23 日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 御中

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課
(独) 自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター

車両 ECU から読み出される車台番号等の情報の取り扱いについて (周知依頼)

平素より自動車技術行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

車載式故障診断装置を活用した検査 (OBD 検査) では、車両に検査用スキャンツールを接続し、(独) 自動車技術総合機構が管理する OBD 検査システムと通信することにより合否判定を行います。この際、車両 ECU に記録されている車台番号等の情報が読み出され、「特定 DTC 照会アプリ」の画面上に自動表示されます。(参考図参照)

この車両 ECU から読み出される車台番号等の情報は、自動車製作者等が車両 ECU に記録しているものであり、原則、OBD 検査対象車両の自動車検査証 (車検証) に記載された車台番号と一致しますが、ごく稀に車台番号と異なる車両や車両 ECU に車台番号等の情報が記録されていない車両が存在します。

この点を含め、車両 ECU から読み出される車台番号等の情報と OBD 検査 (OBD 確認含む) との関係性等を下記のとおり示しますので、貴会におかれましては、傘下会員へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 車両 ECU から読み出される車台番号等の情報と車検証に記載された車台番号との関係
OBD 検査対象車であれば国産車、輸入車ともに車両 ECU に記録された車台番号等の情報と車検証に記載されている車台番号は基本的には一致する。

ただし、ごく稀に車検証に記載されている車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報が異なる車両や、車両 ECU に車台番号等の情報が記録されていない車両が存在する。

2. 車両 ECU に記録されている車台番号等の情報と OBD 検査の関係

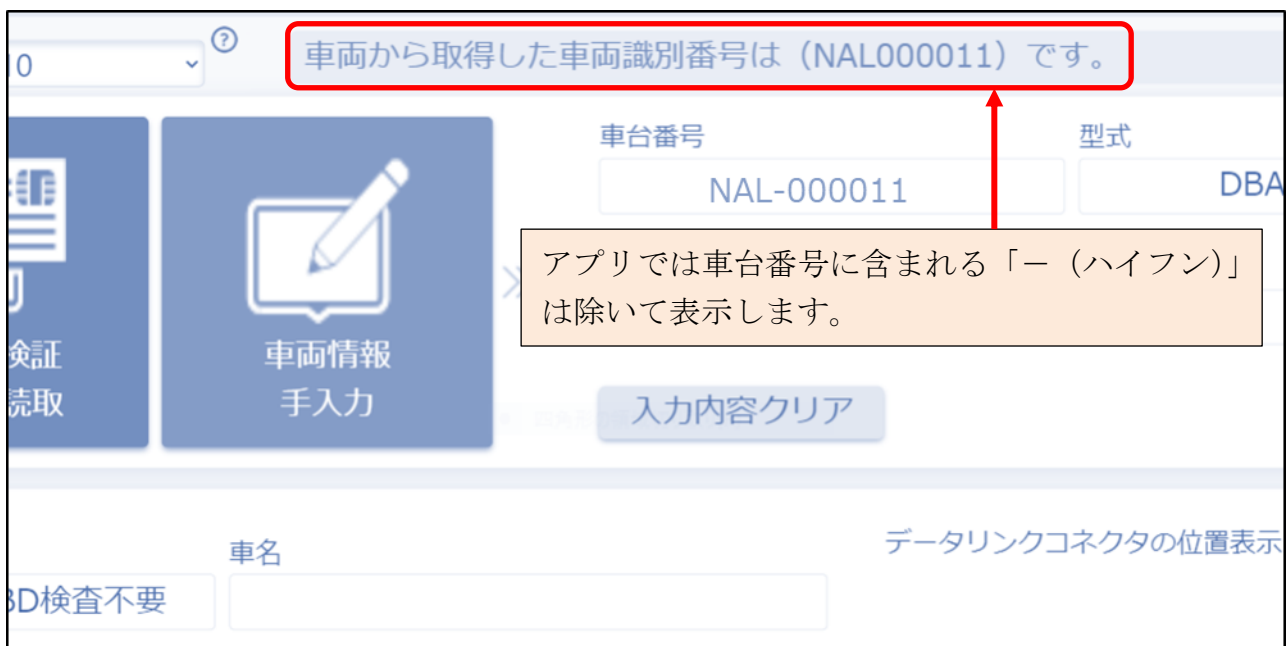
車検証に記載されている車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報の表記が異なる車両や車両 ECU に車台番号等の情報が記録されていない車両であっても、OBD 検査の合否には影響はない。

車検証に記載されている車台番号を真とし OBD 検査又は OBD 確認を行うこと。

3. 車検証に記載された車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報が一致しない車両の検査場における取扱い

認証工場において OBD 確認を行った車両については、原則、検査場における OBD 検査を省略することとしているが、OBD 確認時に車検証に基づき入力された車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報が一致しなかった車両については、これに拘わらず、念のため、検査場における OBD 検査を実施する。

(参考)「特定 DTC 照会アプリ」の画面に表示される車両 ECU から読み出された車台番号等の情報の例



令和6年6月25日
物流・自動車局
自動車整備課
保障制度参事官室

来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の「2か月前」から車検を受けられることとしました。

1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の1か月前から満了日までの間」※に受検いただいておりますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

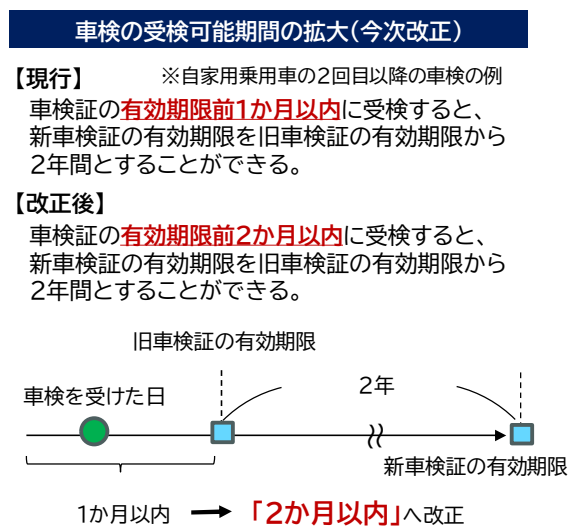
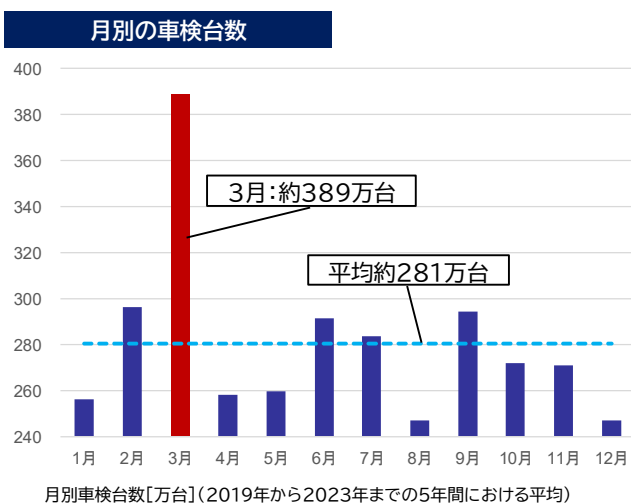
※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます(下図参照)

2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠償保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。(いずれも令和7年4月1日施行)

3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。



【問合せ先】

物流・自動車局

自動車整備課	本田 (内線 42413)	(直通)	03-5253-8599	【車検関係 (全般)】
保障制度参事官室	上地 (内線 41443)	(直通)	03-5253-8582	【自賠償保険関係】

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則 の一部を改正する省令について

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両法施行規則」という。）第 44 条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二月前以内）と定められているところである。

他方、特定の期間、特に年度末等に継続検査関連業務が集中することで、当該期間中における自動車整備工場等の業務に大きな負担がかかり、その結果、自動車の使用者が継続検査を円滑に受検することに支障が生じることが懸念される状況にある。

そのため、今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の使用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和 30 年運輸省令第 66 号。以下「自賠法施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）継続検査の受検可能期間の拡大（車両法施行規則第 44 条関係）

継続検査を受けようとする自動車の使用者に対し、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、「二月前」）と規定しているところ、これを全国一律に「二月前」とする。

（2）自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 11 条第 4 号に規定する「国土交通省令で定める期間」の拡大（自賠法施行規則第 7 条関係）

保険会社（組合）に対し、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る保険期間（共済期間）の末日がその申込みの日から起算して、これから検査を受け、記録されることとなる自動車検査証の有効期間に「一月」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車について継続検査を受ける場合にあっては、「二月」）を加えた期間を経過する日より前の日までの契約の申込みについて、契約の締結義務を課しているところ、継続検査を受けるものにあつてはこれを全国一律に「二月」とする。

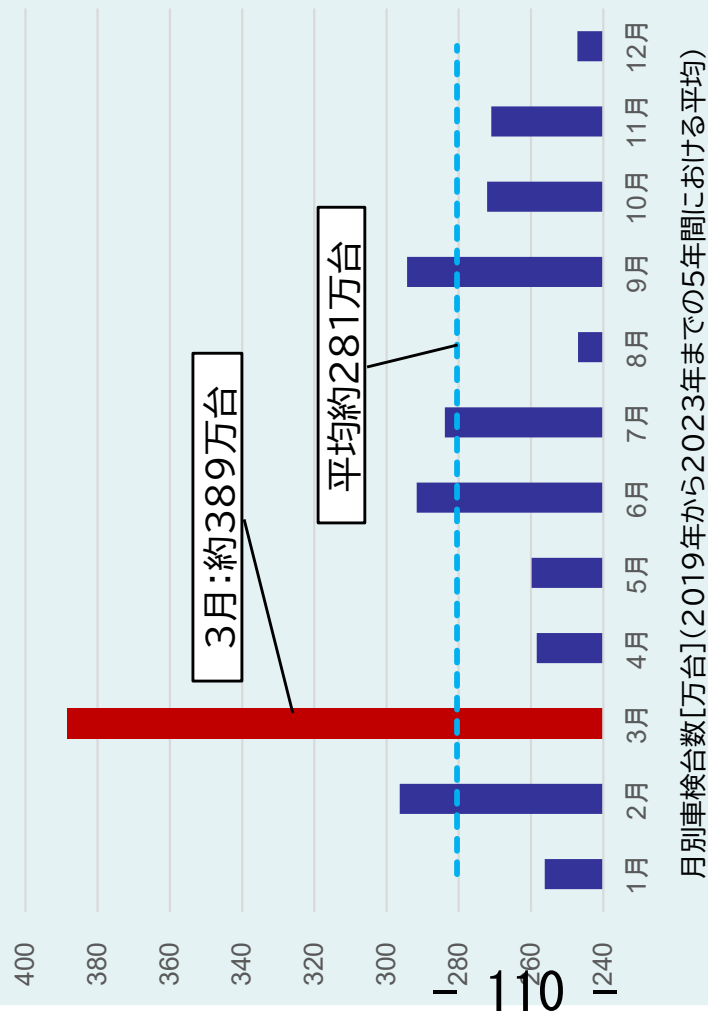
3. 今後のスケジュール

公 布：令和 6 年 6 月 25 日

施 行：令和 7 年 4 月 1 日

車検の受検可能期間の拡大(車検需要の平準化)

1. 月別の車検台数



2. 課題

- 3月における自動車整備業界の負担大
 - ・ 自動車整備士の残業・休日出勤増
 - ・ 期限内に整備を終えなければならぬ心理的負担など
 - ・ 臨時従業員の確保
- 車検場、整備工場の混雑
 - ・ 自動車ユーザーが整備・検査をタイムリーに受けられない

3. 車検の受検可能期間の拡大(今回の対応策)

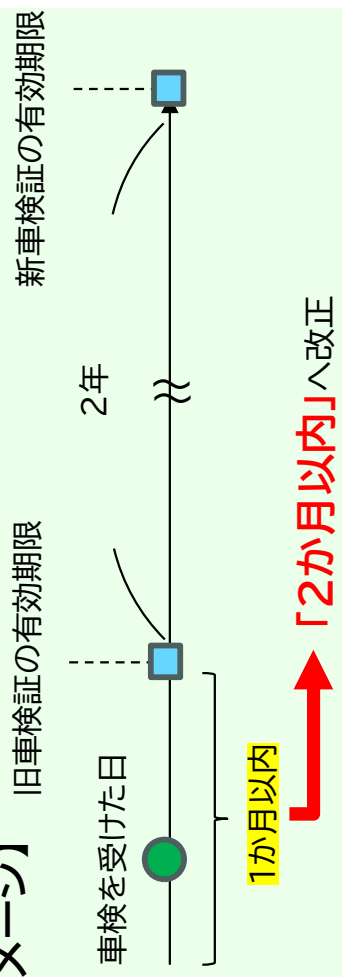
【現状】

- 車検証(旧車検証)の有効期限前1か月以内に受検すると、**新車検証の有効期限を「旧車検証の有効期限から2年間」と**することができる。
(例)旧車検証の有効期限が2024年5月25日であった場合
 - ① 2024年4月30日に受検(1か月以内)
→新車検証の有効期限は2026年5月25日
 - ② 2024年4月15日に受検(1か月以上)
→新車検証の有効期限は2026年4月14日

【令和7年(2025年)4月1日以降】

- 車検証(旧車検証)の**有効期限前2か月以内**に受検すると、**新車検証の有効期限を「旧車検証の有効期限から2年間」と**することができる。

【イメージ】



⇨ **3月の車検ピークを2月に平準化**

(スケジュール)

公 布: 令和6年(2024年)6月25日
 施 行: 令和7年(2025年)4月1日

国自整第106号の2
令和6年8月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

「整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」
の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年8月1日をもって施行されることにより、前照灯について検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について一部改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

国自整第106号
令和6年8月6日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」
の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年8月1日をもって施行されることにより、前照灯について検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別紙のとおり通知したので申し添える。

「整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」（平成27年6月5日付け自整第54号）の一部改正について

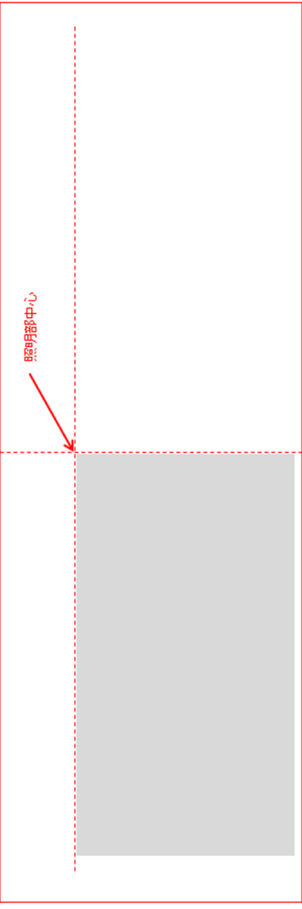
新旧対照表


（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>国自整第54号 平成27年6月5日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流・自動車局自動車整備課長</u></p> <p>整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて</p> <p>整備工場における平成10年9月1日以降製作車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。）の前照灯検査においては、平成27年9月1日以降、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>なお、「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて」（平成10年8月31日付け自整第142号）については、平成27年8月31日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 検査方法を変更する背景 平成7年12月の前照灯に係る道路運送車両の保安基準の改正により、走行用前照灯及びむすれ違</p>	<p>国自整第54号 平成27年6月5日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車局整備課長</u></p> <p>整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて</p> <p>整備工場における平成10年9月1日以降製作車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。）の前照灯検査においては、平成27年9月1日以降、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>なお、「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて」（平成10年8月31日付け自整第142号）については、平成27年8月31日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 検査方法を変更する背景 平成7年12月の前照灯に係る道路運送車両の保安基準の改正により、走行用前照灯及びむすれ違</p>

新	旧
<p>い 用前照灯の要件が分けて規定され、新基準車については、原則、すれ違い用前照灯を検査することとされている。しかしながら、改正施行後においても、新基準車が少なくないこと、すれ違い用前照灯試験機が普及していないことから、当分の間の経過措置として、すれ違い用前照灯の検査に代えて走行用前照灯を検査していたところである。</p> <p>一方、現在、新基準車の保有割合はおよそ9割に達しており、すれ違い用前照灯試験機の普及も整備工場において7割を超え、<u>独立行政法人自動車技術総合機構</u>、軽自動車検査協会ともにほぼ完了しており、すれ違い用前照灯の検査体制が概ね整備された状況となっている。このため、今後、上記の経過措置を改め、新基準車の前照灯を検査する場合には、原則、すれ違い用前照灯を検査することとする。(略)</p> <p>2. 検査方法及び判定基準</p> <p>(1) すれ違い用前照灯試験機を保有している場合</p> <p>原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。</p> <p>なお、<u>必要な整備をした上で以下の場合に限り</u>、特例的な取扱いとして走行用前照灯を走行用前照灯試験機で検査することができる。</p> <p>ア 適切に光度を測定できない場合</p> <p>イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試験機での判定が困難な場合</p> <p>(2) すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合</p> <p>次の要領に従って、原則、すれ違い用前照灯を、走行用前照灯試験機のスクリーンで検査する。</p> <p>なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を検査することができる。</p> <p>ア 適切に光度を測定できない場合</p> <p>イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、走行用前照灯試験機での判定が困難な場合</p> <p>ウ 前照灯試験機にスクリーンが付属していない場合 (ただし、壁等に直接照射してすれ違い用前照灯の配光を検査することもできる)</p> <p>[測定方法]</p> <p>① 走行用前照灯試験機の受光部中心とすれ違い用前照灯の照明部中心を合わせ</p>	<p>い 用前照灯の要件が分けて規定され、新基準車については、原則、すれ違い用前照灯を検査することとされている。しかしながら、改正施行後においても、新基準車が少なくないこと、すれ違い用前照灯試験機が普及していないことから、当分の間の経過措置として、すれ違い用前照灯の検査に代えて走行用前照灯を検査していたところである。</p> <p>一方、現在、新基準車の保有割合はおよそ9割に達しており、すれ違い用前照灯試験機の普及も整備工場において7割を超え、<u>自動車検査独立行政法人</u>、軽自動車検査協会ともにほぼ完了しており、すれ違い用前照灯の検査体制が概ね整備された状況となっている。このため、今後、上記の経過措置を改め、新基準車の前照灯を検査する場合には、原則、すれ違い用前照灯を検査することとする。</p> <p>2. 検査方法及び判定基準</p> <p>(1) すれ違い用前照灯試験機を保有している場合</p> <p>原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。</p> <p>なお、<u>以下の場合に限り</u>、特例的な取扱いとして走行用前照灯を走行用前照灯試験機で検査することができる。</p> <p>ア 適切に光度を測定できない場合</p> <p>イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試験機での判定が困難な場合</p> <p>(2) すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合</p> <p>次の要領に従って、原則、すれ違い用前照灯を、走行用前照灯試験機のスクリーンで検査する。</p> <p>なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を検査することができる。</p> <p>ア 適切に光度を測定できない場合</p> <p>イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、走行用前照灯試験機での判定が困難な場合</p> <p>ウ 前照灯試験機にスクリーンが付属していない場合 (ただし、壁等に直接照射してすれ違い用前照灯の配光を検査することもできる)</p> <p>[測定方法]</p> <p>① 走行用前照灯試験機の受光部中心とすれ違い用前照灯の照明部中心を合わせ</p>

新	旧
<p>せる。</p> <p>② カットオフの位置は、エルボ一点の垂直及び水平位置をスクリーンにより目視で測定。なお、<u>カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る。）</u>については、④による。</p> <p>③ 光度は、手動式の試験機の場合、すれ違い用前照灯の照明部中心から下方0.6度（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.9度）、左方1.3度の点における光度を測定。（前方10mの位置において、当該照明部中心を含む水平面より下方11cm（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、16cm）の直線及び当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左方に23cmの直線と交わる位置における光度を測定。）</p> <p>④ <u>カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る。）</u>については、<u>光度が最大となる点の位置及びその点における光度を測定。</u></p> <p>〔判定基準〕</p> <p>① エルボ一点は、前方10mの位置において、すれ違い用前照灯の照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線（標準位置は下方10cm）（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線（標準位置は下方15cm））並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内（標準位置は照明部中心を通る垂直線上）にあること。</p> <p>② <u>カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る。）</u>については、<u>上記④の方法で測定した場合、次のいずれかであること。</u></p> <p>(i) <u>光度が最大となる点の垂直位置は、照明部中心を通る水平線より下方にあること。また、水平位置は、照明部中心を通る垂直線より左方にあること。※図1参照</u></p>	<p>せる。</p> <p>② カットオフの位置は、エルボ一点の垂直及び水平位置をスクリーンにより目視で測定。なお、<u>明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、④による。</u></p> <p>③ 光度は、手動式の試験機の場合、すれ違い用前照灯の照明部中心から下方0.6度（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.9度）、左方1.3度の点における光度を測定。（前方10mの位置において、当該照明部中心を含む水平面より下方11cm（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、16cm）の直線及び当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左方に23cmの直線と交わる位置における光度を測定。）</p> <p>④ <u>明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、光度が最大となる点の位置及びその点における光度を測定。</u></p> <p>〔判定基準〕</p> <p>① エルボ一点は、前方10mの位置において、すれ違い用前照灯の照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線（標準位置は下方10cm）（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線（標準位置は下方15cm））並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内（標準位置は照明部中心を通る垂直線上）にあること。</p> <p>② <u>明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、上記④の方法で測定した場合、光度が最大となる点の垂直位置は、照明部中心を通る水平線より下方にあること。また、水平位置は、照明部中心を通る垂直線より左方にあること。</u></p>

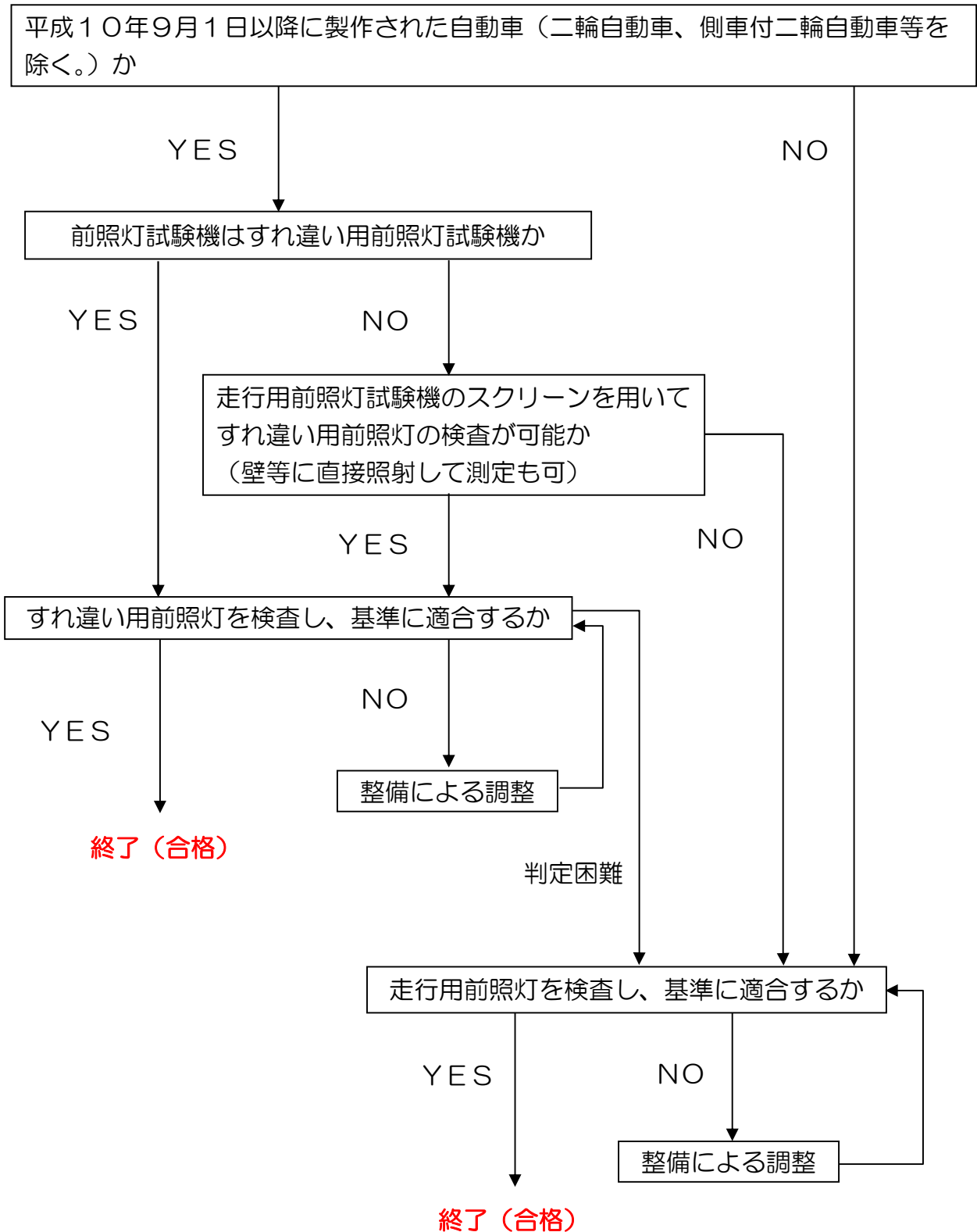
新	旧
<p>(中) 光度が最大となる点は、照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線(標準位置は下方10cm)(当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線(標準位置は下方15cm))並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内(標準位置は照明部中心を通る垂直線上)にあること。※図2参照</p> <p>③ 光度測定点における光度が6,400カンデラ以上であること。 ※図3参照</p> <p>[図1] ②(イ) 最高光度点の判定基準</p> 	<p>③ 光度測定点(路面点相当)における光度が6,400カンデラ以上であること。 ※図1参照</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>〔図2〕②(ロ) 10mの距離において測定する場合の最高光度点の判定基準(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</u></p>  <p>(数値は灯火器中心からの距離を示す)</p>	<p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>〔図1〕 10mの距離において測定する場合の判定基準(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</u></p> <p>図(略)</p> <p>〔壁等を用いた測定〕</p> <p>壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照灯の前方5m又は3mの位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内にエルボ一点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン(エルボ一点)の標準位置を太線で示してある。</p> <p>※図2参照</p> <p><u>〔図2〕 測定に用いるスクリーンの例(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</u></p> <p>図(略)</p> <p>参考 整備工場における前照灯検査(整備)の流れ</p> <p><u>別紙1</u></p> <p>(新設)</p>
<p><u>〔図3〕 10mの距離において測定する場合の判定基準(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</u></p> <p>図(略)</p> <p>〔壁等を用いた測定〕</p> <p>壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照灯の前方5m又は3mの位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内にエルボ一点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン(エルボ一点)の標準位置を太線で示してある。</p> <p>※図4参照</p> <p><u>〔図4〕 測定に用いるスクリーンの例(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</u></p> <p>図(略)</p> <p>参考 整備工場における前照灯検査(整備)の流れ</p> <p><u>別紙1</u></p> <p>附則(令和6年8月6日 国自整第106号)</p>	<p><u>〔図1〕 10mの距離において測定する場合の判定基準(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</u></p> <p>図(略)</p> <p>〔壁等を用いた測定〕</p> <p>壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照灯の前方5m又は3mの位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内にエルボ一点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン(エルボ一点)の標準位置を太線で示してある。</p> <p>※図2参照</p> <p><u>〔図2〕 測定に用いるスクリーンの例(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</u></p> <p>図(略)</p> <p>参考 整備工場における前照灯検査(整備)の流れ</p> <p><u>別紙1</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>1 <u>本改正規定は、令和6年8月6日から施行する。</u></p>	

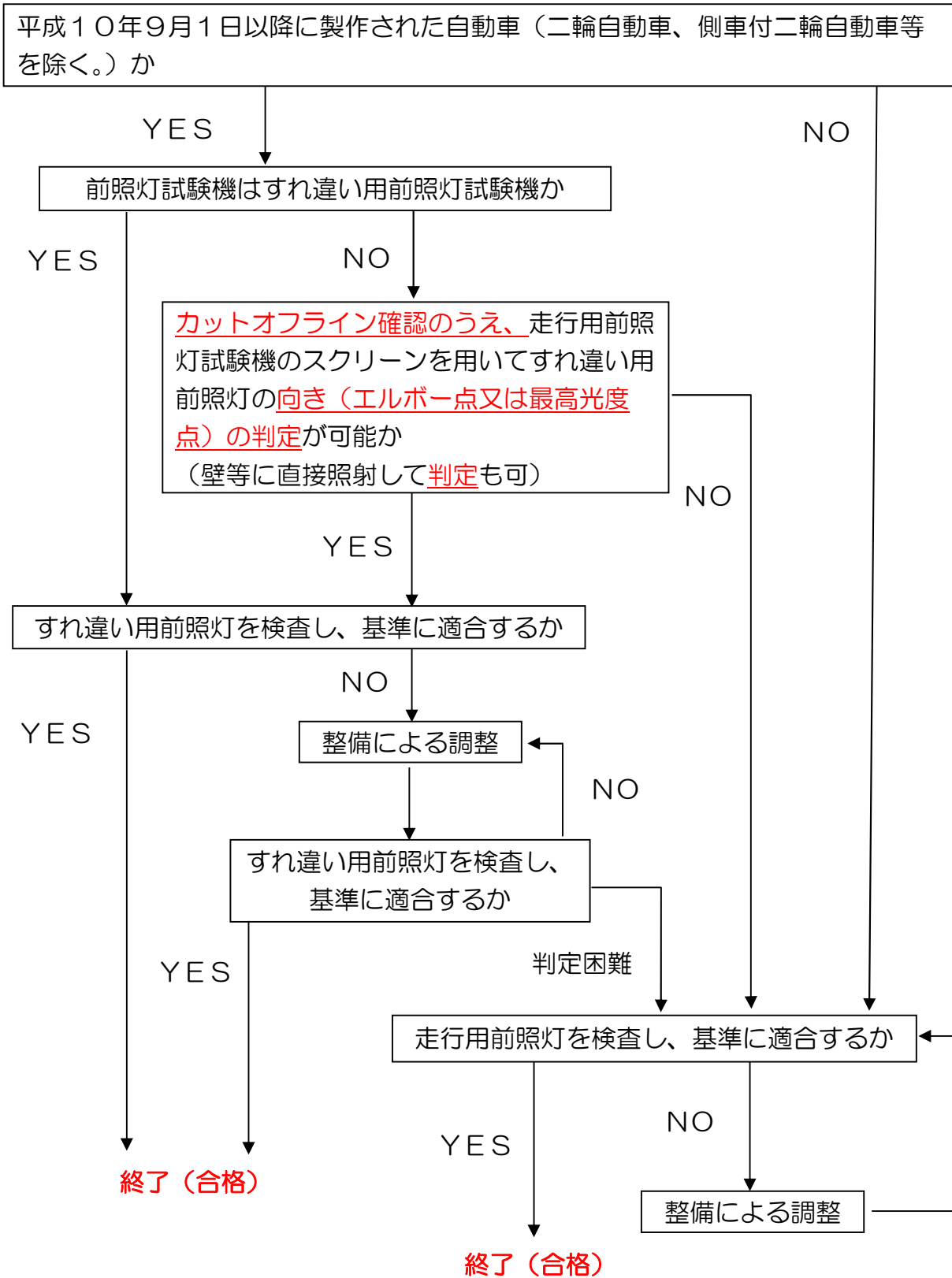
(旧)

参考 整備工場における前照灯検査（整備）の流れ



(新)

参考 整備工場における前照灯検査（整備）の流れ



国自整第105号の2
令和6年8月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年8月1日をもって施行されることにより、制動装置及び前照灯の検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について一部を改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

国自整第105号
令和6年8月6日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年8月1日をもって施行されることにより、制動装置及び前照灯の検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別紙のとおり通知したので申し添える。

「指定整備記録簿の記載要領について」（平成7年3月27日付け自整第67号）の一部改正について

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>自整第67号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p><u>物流・自動車局自動車整備課長</u></p> <p>指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>記</p> <p>1. ～5. (略) 附則 (略) <u>附則 (令和6年8月6日 国自整第105号)</u> <u>1 本改正規定は、令和6年8月6日から施行する。</u> 別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p>	<p>自整第67号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p><u>自動車交通局技術安全全部整備課長</u></p> <p>指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>記</p> <p>1. ～5. (略) 附則 (略) <u>(新設)</u> 別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例</p>

新

1. 黒煙規制車の検査について (略)
2. オパシ規制車の検査について
 - (1) (略)
 - (2) (削除)

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

- (1) (略)
- (2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合
 - ① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前照灯		右	左
取付高さ	すれ違い灯	5 8 cm	5 8 cm
光軸	下	1 0 cm	1 0 cm
	左・右	5 cm	左・右 2 0 cm
光度	主×100	cd	主×100 cd
	副×100	8 0 cd	副×100 8 0 cd

(注)「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。(以下、②、③、④及び⑤についても同じ。)

(注)「光軸」を「エルボ一点の位置」と読み替えて数値を記入する。(以下、②についても同じ。)

(注)「光度」の(副)の欄に測定光度の値を記入する。(以下、②及び③についても同じ。)

旧

1. 黒煙規制車の検査について (略)
2. オパシ規制車の検査について
 - (1) (略)
 - (2) 黒煙測定器を用いて判断した場合 (経過措置)

黒煙・粒子状物質
視認・フラスタ
20 %
III

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

- (1) (略)
- (2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合
 - ① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前照灯		右	左
取付高さ	すれ違い灯	5 8 cm	5 8 cm
光軸	下	1 0 cm	1 0 cm
	左・右	5 cm	左・右 2 0 cm
光度	主×100	cd	主×100 cd
	副×100	8 0 cd	副×100 8 0 cd

(注)「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。(以下、②及び⑤についても同じ。)

(注)「光軸」を「エルボ一点の位置」と読み替えて数値を記入する。(以下、②についても同じ。)

(注)「光度」の(副)の欄に測定光度の値を記入する。(以下、②及び③についても同じ。)

新

- ② (略)
- ③ カットオフラインが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）

前照灯		
取付高さ	右	左
すれ違い灯 カットオフ無し	5 8 cm	5 8 cm
下	5 cm	5 cm
光軸	左・右 1 0 cm	左・右 1 0 cm
光度	主×100 副×100 8 0 cd	主×100 副×100 8 0 cd

(注) 「取付高さ」の欄にカットオフが確認できない場合は「カットオフ不明
確し、カットオフが無い場合は「カット
オフ無し」と記入する。

旧

- ② (略)
- ③ カットオフ無しの場合

前照灯		
取付高さ	右	左
すれ違い灯 カットオフ無し	5 8 cm	5 8 cm
下	5 cm	5 cm
光軸	左・右 1 0 cm	左・右 1 0 cm
光度	主×100 副×100 8 0 cd	主×100 副×100 8 0 cd

(注) 「取付高さ」の欄に「カットオフ無し
し」と記入する。

新

旧

④カッタフトフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る）

（新設）

前照灯		左	右
取付高さ	すれ違い灯 カッタフトフライン	5.8 cm	cm
光軸	上	5-6 cm	cm
	左・右	cm	左・右 cm
光度	主×100	cd	主×100 cd
	副×100	3.5 cd	副×100 cd

（注）「取付高さ」の欄に「カッタフトフライン」と記入する。

（注）「光軸の上下」の欄に右 26cm 及び右 44cmの点のカッタフトフラインの位置を間に「-」を挟んで記入する。

新

⑤カッタフトフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び御車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）

前照灯		左
取付高さ	右 すれ違い灯 特例フライン 5.8 cm	左 cm
光軸	下 5-6 cm	下 cm
	左・右 cm	左・右 cm
光度	主×100	主×100 cd
	副×100 4.5	副×100 cd

(注)「取付高さ」の欄に「特例フライン」と記入する。

(注)「光軸の上下」の欄に右 26cm 及び右 44cm の点のカッタフトフラインの位置を間に「-」を挟んで記入する。

(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を（副）の欄に記入する。

なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には（主）の欄にも記入する。

旧

(新設)

新

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であることをにより判断した場合

制 動 力			
(略)			
前 軸	右	N	左右差 N
	左	N	
後 軸	右	1600 N	軸重 kg
	左	440 kg	
計	右	1500 N	左右差 N/kg
	左	7.04 N/kg	
手動	車両重量	8900 N	軸重 N/kg
	手動	2400 N	
		車両重量	1035 kg
		手動	1035 kg
		計	8.59 N/kg
		手動	2.31 N/kg

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が3.92N/kg以上であることを適用した場合

制 動 力			
(略)			
前 軸	右	N	左右差 N
	左	N	
後 軸	右	800 N	軸重 kg
	左	440 kg	
計	右	800 N	左右差 N/kg
	左	2.31 N/kg	
手動	車両重量	8900 N	軸重 N/kg
	手動	2400 N	
		車両重量	1035 kg
		手動	1035 kg
		計	8.59 N/kg
		手動	2.31 N/kg

旧

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であることをにより判断した場合

制 動 力			
(略)			
前 軸	右	N	左右差 N
	左	N	
後 軸	右	1600 N	軸重 kg
	左	440 kg	
計	右	1500 N	左右差 N/kg
	左	7.05 N/kg	
手動	車両重量	8900 N	軸重 N/kg
	手動	2400 N	
		車両重量	1035 kg
		手動	1035 kg
		計	8.60 N/kg
		手動	2.32 N/kg

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が3.92N/kg以上であることを適用した場合

制 動 力			
(略)			
前 軸	右	N	左右差 N
	左	N	
後 軸	右	800 N	軸重 kg
	左	440 kg	
計	右	800 N	左右差 N/kg
	左	2.32 N/kg	
手動	車両重量	8900 N	軸重 N/kg
	手動	2400 N	
		車両重量	1035 kg
		手動	1035 kg
		計	8.60 N/kg
		手動	2.32 N/kg

新		旧	
	700 N	3. 41 N/kg	0. 23 N/kg
計	4400 N	車両重量	湿
手動	2400 N	1035 kg	4. 25 N/kg
			2. 32 N/kg

(注) (略)

(3) 前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

		制 動 力	
前 軸	(略)		
後 軸	右	軸重	左右差
	左		
後 軸	右	軸重	左右差
後 軸	左		
計	800 N	440 kg	100 N
手動	700 N	3. 40 N/kg	0. 23 N/kg
	4400 N	車両重量	4. 25 N/kg
	2400 N	1035 kg	2. 31 N/kg

(3) 前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

		制 動 力	
前 軸	(略)		
後 軸	右	軸重	左右差
	左		
後 軸	右	軸重	左右差
後 軸	左		
計	800 N	440 kg	100 N
手動	700 N	3. 41 N/kg	0. 23 N/kg
	4400 N	車両重量	4. 25 N/kg
	2400 N	1035 kg	2. 32 N/kg

新

旧

(4) 主制動装置を除く制動装置において、当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックしたことより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

(新設)

		制 動 力		
前 軸	右 前 軸	2800 N	軸重	左右差
	左 前 軸	3000 N		200 N
前 軸	右 前 後 軸	N	軸重	左右差
	左 前 後 軸			0.34 N/kg
後 軸	右 後 前 軸	N	軸重	N
	左 後 前 軸	N		N/kg
後 軸	右 後 後 軸	N	軸重	左右差
	左 後 後 軸			100 N
計	右	1600 N	軸重	左右差
	左	1500 N	440 kg	100 N
手動	車両重量		7.04 N/kg	0.23 N/kg
	全車輪ロック	8900 N	1035 kg	8.59 N/kg
		1900 N		1.83 N/kg

(注) ロックする直前の制動力を計測し、手動欄に計測値を記入するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」、推進軸制動の場合は「推進軸ロック」と記入する。

新	旧		
<p>(5) 主制動装置を除く制動装置において、次に掲げる被牽引自動車であつて路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合</p> <p>①主制動装置を省略している車両総重量750kg以下の被牽引自動車</p> <p>②慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量3.5t以下の被牽引自動車</p> <table border="1" data-bbox="427 1146 491 2011"> <tr> <td>走行テスト等 の方法と結果</td> <td>路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確 認</td> </tr> </table> <p>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例 (略)</p>	走行テスト等 の方法と結果	路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確 認	<p><u>(新設)</u></p> <p>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例 (略)</p>
走行テスト等 の方法と結果	路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確 認		

電子制御装置整備対象作業の 経過措置期間が終了しました！

令和2年4月1日より、特定整備制度(電子制御装置整備が新たに追加)が始まり、該当作業を行うには新たに認証が必要となり、施行の際に事業として経営していた作業のみ、4年間の経過措置が設けられていましたが、

令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了しました。

経過措置終了後は電子制御装置整備対象車両の、

- ・ スキャンツールをつないでのエーミング
- ・ カメラ・レーダーの取り外し、取り付け角度の変更
- ・ カメラ・レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパー・グリル)、窓ガラスの脱着

などの作業は、電子制御装置整備の認証を受けていないと**作業を行うことができません。**

特定整備制度の詳細については、国土交通省HP又は最寄りの運輸支局等まで

特定整備

検索

 国土交通省 四国運輸局

